

令和7年度

事業概要

大阪市保健所

目次

第1章 大阪市の概要.....	
第1節 地勢・人口	1
1 地 勢.....	1
2 人 口.....	2
第2節 大阪市における地域保健体制.....	7
1 地域保健行政の変遷.....	7
2 大阪市保健所の構築と事務分掌.....	8
第3節 保健所の機構.....	10
1 機 構.....	10
2 保健所事務分掌一覧表.....	12
第2章 保健衛生部門.....	
第1節 母子保健事業.....	13
1 小児慢性特定疾病.....	13
2 先天性代謝異常等検査.....	17
3 未熟児養育医療給付.....	18
4 自立支援医療(育成医療).....	18
5 結核児童療育給付.....	18
第2節 難病対策事業.....	19
1 指定難病・特定疾患.....	19
2 こども難病.....	20
3 難病患者地域支援対策事業.....	21
第3節 栄養改善事業.....	23
1 健康増進法関係業務.....	23
2 健康増進関係業務（国民の健康づくり関係）.....	28
第4節 公害健康被害の補償等制度.....	30
1 既存の被認定者等に対する補償.....	30
2 公害保健福祉事業.....	31
3 環境保健事業.....	32
第5節 健康教育	36
1 健康講座保健栄養コース.....	36
2 健康づくり.....	36
第6節 地域保健情報業務関係.....	37
1 保健衛生システムの運用について.....	37
2 各種事業の集計・分析.....	39

3	保健衛生情報調査研究に関する技術支援	39
4	衛生教育事業	41
第3章 医務部門		
第1節	医療法関係事務	42
1	医務関係許可・届出等件数	42
2	医療法人関係事務	44
3	医務免許関係取扱件数	45
第2節	医療施設等	46
1	医療関係施設数	46
2	医療施設別病床数	48
第3節	立入検査等	49
1	病院立入検査結果	49
2	医療施設(病院を除く)立入検査数	51
第4節	苦情・相談	52
第4章 感染症対策部門		
第1節	感染症対策事業	53
1	感染症	53
2	予防接種	55
3	エイズ	58
4	献血推進事業	63
5	各種バンク事業	63
第2節	結核対策事業	64
第5章 生活環境部門		
第1節	環境衛生関係事業	70
1	建築物衛生	70
2	専用水道	71
3	小規模給水施設	72
4	旅館	72
5	大阪市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(特区)	73
6	住宅宿泊事業	73
7	興行場	74
8	公衆浴場	74
9	温泉	75
10	墓地・納骨堂・火葬場	75
11	有害家庭用品の流通規制	76
12	浄化槽	76

13	化製場・動物飼養場等.....	77
14	簡易専用水道.....	77
15	遊泳場	78
16	理容所・美容所・クリーニング所.....	78
第2節	食品衛生関係事業.....	79
1	食品衛生関係施設の営業許可.....	79
2	食品衛生関係施設の監視指導及び拭き取り検査、講習会.....	79
3	食中毒(疑いを含む)の処理.....	86
4	違反食品、食品苦情の処理.....	88
5	食品等の検査.....	89
6	H A C C P 関連業務及び衛生証明書発行事務.....	90
7	食鳥処理業関係.....	91
第3節	表彰関係事業.....	91
第4節	狂犬病予防・動物愛護・ねずみ衛生害虫関係事業.....	91
第6章	検査部門	
第1節	保健衛生検査所.....	92
1	業務体系図.....	92
2	臨床検査関係.....	93
3	環境食品検査関係.....	94
4	病院立入検査.....	95
第2節	放射線技術検査所.....	95
1	保健福祉センター業務.....	95
2	検診車業務.....	97
3	医療法に基づく立入検査業務.....	98
4	読影センター業務.....	99

第1章 大阪市の概要

第1節 地勢・人口

1 地勢

本市は、東経135度22分から135度36分、北緯34度35分から34度46分とわが国のほぼ中央部に位置する。西は大阪湾に面し、南は大和川で堺、松原市につづき、北は神崎川を隔てて尼崎、豊中、吹田及び摂津の各市に連なり、東は守口、門真、大東、東大阪及び八尾の諸市に接し、いわゆる摂河泉の連山が起伏をめぐらす大阪平野の要地を占め、近畿地方の海陸交通の要衝をなしている。

市の中央部からやや東寄りに、南北に縦貫する上町台地は、南北9km、東西2kmにわたる台地で、東側にゆるく、西側に急斜をなしているため、本市の東部は概して高く、西部に行くにしたがって低くなり、やがて海に連なっている。市街はおおむね平地で海拔3m前後の土地が大部分を占めている。

また、本市は「水の都」の名にふさわしく、大小多数の河川が市内を縦横に貫流しているが、その根幹をなす淀川は琵琶湖に源を発し、宇治川、桂川及び木津川の三流を合して水量が豊かである。この淀川は、市の東北部で分流して淀川本流、旧淀川(大川、堂島川及び宇治川)、土佐堀川、尻無川及び木津川となって大阪湾に注いでいる。

現在の市の面積は225.34km²であり、各区の面積は次のとおりである。

面積

(単位: km²)

区名	面積	区名	面積	区名	面積
全市	※ 225.34	天王寺	4.84	鶴見	8.17
北	10.34	浪速	4.39	阿倍野	5.98
都島	6.08	西淀川	14.21	住之江	20.68
福島	4.67	淀川	※ 12.64	住吉	9.40
此花	19.30	東淀川	13.27	東住吉	9.75
中央	8.87	東成	4.54	平野	15.28
西	5.21	生野	8.37	西成	7.37
港	7.86	旭	6.32		
大正	9.43	城東	8.38		

※ 淀川区は豊中市との境界の一部が未定のため参考値を示し、全市は淀川区の参考値が含まれている。

令和6年10月1日現在（国土地理院発表） なお、四捨五入の関係で、各区の面積の合計は全市と一致しない。

2 人口

国勢調査結果でみると、昭和45年に人口は減少に転じ、その後も郊外への人口流出等により長期にわたって減少傾向が続き、平成12年には259万8,774人まで減少した。

しかし、平成17年国勢調査では262万8,811人と増加に転じ、昭和45年以降の国勢調査結果としては初めての増加となった。令和6年10月1日時点での大阪市の推計人口によると、279万1,907人で、前年と比べると21,387人（0.77%）増加となり、平成17年以降、令和3年については減少したが、令和4年以降、再び増加に転じている。

人口の推移

（単位：人）

昭和40年	3,156,222	1,598,376	1,557,846	10月1日国勢調査
昭和45年	2,980,487	1,490,779	1,489,708	〃
昭和50年	2,778,987	1,378,287	1,400,700	〃
昭和55年	2,648,180	1,304,599	1,343,581	〃
昭和60年	2,636,249	1,295,771	1,340,478	〃
平成2年	2,623,801	1,292,747	1,331,054	〃
平成7年	2,602,421	1,278,212	1,324,209	〃
平成12年	2,598,774	1,273,121	1,325,653	〃
平成17年	2,628,811	1,280,325	1,348,486	〃
平成18年	2,635,420	1,282,440	1,352,980	10月1日推計人口
平成19年	2,643,805	1,287,626	1,356,179	〃
平成20年	2,652,099	1,291,975	1,360,124	〃
平成21年	2,661,700	1,298,011	1,363,689	〃
平成22年	2,665,314	1,293,798	1,371,516	10月1日国勢調査
平成23年	2,670,579	1,296,084	1,374,495	10月1日推計人口
平成24年	2,677,375	1,299,409	1,377,966	〃
平成25年	2,683,487	1,301,930	1,381,557	〃
平成26年	2,686,246	1,302,787	1,383,459	〃
平成27年	2,691,185	1,302,562	1,388,623	10月1日国勢調査
平成28年	2,702,033	1,307,162	1,394,871	10月1日推計人口
平成29年	2,713,157	1,311,285	1,401,872	〃
平成30年	2,725,006	1,315,742	1,409,264	〃
令和元年	2,740,202	1,322,223	1,417,979	〃
令和2年	2,752,412	1,326,875	1,425,537	10月1日国勢調査
令和3年	2,750,835	1,324,466	1,426,369	10月1日推計人口
令和4年	2,756,807	1,326,742	1,430,065	〃
令和5年	2,770,520	1,332,998	1,437,522	〃
令和6年	2,791,907	1,342,767	1,449,140	〃

令和6年大阪市の推計人口（令和6年10月1日現在）における本市の人口は、279万1,907人となっている。行政区別にみると、淀川区が18万7,536人と最も多く、次いで平野区が18万5,396人、東淀川区が17万6,536人、城東区が16万7,970人、住吉区が15万2,498人となっており、この5区が人口15万人を超えていている。次いで、10万人以上15万人未満の区は、北区14万7,556人、東住吉区12万9,058人、生野区12万7,282人など10区で、10万人未満の区は、西淀川区9万6,487人など9区となっている。最も人口の少ない区は大正区で5万9,603人となっている。

令和6年の人口を男女別にみると、男性が134万2,767人、女性が144万9,140人となっている。男女別の人口を令和2年国勢調査と比べると、男性が15,892人、女性が23,603人の増となっている。人口性比（女性100人に対する男性の数）は92.7となっている。

令和5年大阪市人口動態統計（確定数）の概況

人口動態調査とは、「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届けられた日本において発生した日本人の出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の全数を対象としている。これらの届出に基づいた調査票を全国の各市町村で作成し、結果の集計は厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室で行っている。

厚生労働省のデータをもとに、人口動態統計（令和5年1月～12月）を取りまとめ、大阪市の出生率や死亡等の集計・分析を行った。主な内容は、次のとおり。

出生数は減少

出生数は1万7,795人で前年に比べ604人減少し、出生率（人口千対）は6.4で0.3ポイント減少となった。

区別でみると淀川区（1,272人）が最も多く、城東区（1,187人）、北区（1,161人）となっている。一方最も少ないのは大正区（278人）で、此花区（362人）、西成区（365人）となっている。出生率（人口千対）でみると最も高い区は福島区と鶴見区（8.5）で、最も低い区は西成区（3.5）となっている。

死亡数は減少

死亡数は昭和53年に16,918人であったものが以降緩やかに増加していたが、令和5年は前年に比べ1,017人減少し、3万3,222人で死亡率（人口千対）は12.0となった。

区別でみると、平野区(2,824人)が最も多く、西区(630人)が最も少なくなっている。死亡率(人口千対)でみると西成区(26.3)が最も高く、西区(5.7)が最も低い。

死亡率を死因順位別にみると、悪性新生物が最も多く、8,105人で、死亡率(人口10万対)は292.5で、悪性新生物による死者の全死者に占める割合は24.4%であった。

自然増減数は減少

自然増減数は△15,427人で、自然増減率(人口千対)は△5.6であった。

婚姻件数は減少

婚姻件数は16,056組で、前年に比べ432組減少し、婚姻率(人口千対)は5.8であった。

離婚件数は増加

離婚件数は5,057組で、前年に比べ5組増加し、離婚率(人口千対)は1.8であった。

令和5年人口動態総覧(確定数)

	実 数		
	令和5年	令和4年	対前年増減
出生(人口千対)	1 7, 795(6. 4)	1 8, 399(6. 7)	△604
2, 500g未満	1, 589	1, 682	△93
死亡(人口千対)	3 3, 222(12. 0)	3 4, 239(12. 4)	1, 017
乳児死亡(出生千対)	3 8 (2. 1)	3 2 (1. 7)	6
新生児死亡(出生千対)	1 8 (1. 0)	1 6 (0. 9)	2
自然増減(人口千対)	△15, 427(△5. 6)	△15, 840(△5. 7)	△413
死産総数(出産千対)	3 91(21. 5)	3 96(21. 1)	△5
自然死産(※1 出産千対)	1 91(10. 5)	1 61(8. 6)	30
人工死産(※2 出産千対)	2 00(11. 0)	2 35(12. 5)	△35
周産期死亡総数	6 0(3. 4)	7 5(4. 1)	△15
妊娠満22週以降の死産(※2 出産千対)	4 6(2. 6)	6 0(3. 3)	△14
早期新生児死亡(出生千対)	1 4(0. 8)	1 5(0. 8)	△1
婚姻(人口千対)	1 6, 056(5. 8)	1 6, 488(6. 0)	△432
離婚(人口千対)	5, 057(1. 8)	5, 052(1. 8)	5

※1 出生+死産

※2 出生+妊娠満22週以降の死産

合計特殊出生率		令和5年	令和4年
	大阪市	0. 95	1. 00
	全国	1. 20	1. 26

合計特殊出生率(粗再生産率)とは、15歳から49歳までの女子の年齢別(年齢階級別)出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。大阪市では分子に母の年齢別出生数(日本における日本人)分母に当該年の3月末現在の「大阪市住基人口」(国勢調査の年は国勢調査公表値)を用いて算定している。全国値はいずれも厚生労働省の公表値である。

大阪市の死因順位(死亡率、人口10万対)

	令和5年死亡数(死亡率)	令和4年死亡数(死亡率)
第1位	悪性新生物 8, 105 (292. 5)	悪性新生物 8, 301 (301. 1)
第2位	心疾患 4, 898 (176. 8)	心疾患 4, 957 (179. 8)
第3位	老衰 3, 052 (91. 8)	老衰 2, 734 (99. 2)
第4位	肺炎 1, 995 (72. 0)	心不全 2, 242 (81. 3)
第5位	脳血管疾患 1, 850 (66. 8)	肺炎 2, 004 (72. 7)

※ 人口動態統計にかかる人口は、令和6年9月厚生労働省公表の「令和5年（2023）人口動態統計（確定数）」をもって公表。

人口の区別分布

（単位：人・世帯）

区名	人口			(参考) 世帯数
	総数	男	女	
全市	2,791,907	1,342,767	1,449,140	1,563,504
北	147,556	71,773	75,783	92,919
都島	109,249	52,278	56,971	60,609
福島	83,255	39,472	43,783	46,650
此花	63,613	30,724	32,889	32,842
中央	117,165	55,142	62,023	77,539
西	113,260	53,048	60,212	71,720
港	80,319	39,065	41,254	44,821
大正	59,603	28,845	30,758	30,421
天王寺	87,268	40,195	47,073	46,009
浪速	84,573	43,049	41,524	62,618
西淀川	96,487	47,039	49,448	49,966
淀川	187,536	93,510	94,026	111,275
東淀川	176,536	86,342	90,194	103,392
東成	87,220	40,932	46,288	49,649
生野	127,282	60,304	66,978	71,753
旭	89,992	42,943	47,049	47,438
城東	167,970	79,350	88,620	85,440
鶴見	111,266	52,308	58,958	50,334
阿倍野	112,159	51,634	60,525	56,197
住之江	116,699	56,076	60,623	61,390
住吉	152,498	70,673	81,825	81,402
東住吉	129,058	60,581	68,477	65,861
平野	185,396	86,870	98,526	94,697
西成	105,947	60,614	45,333	68,562

令和6年10月1日現在 大阪市の推計人口 大阪市計画調整局調べ

第2節 大阪市における地域保健体制

1 地域保健行政の変遷

近年の急速な少子高齢化の進行、慢性的な疾患や複数の疾患を持つ者の増加等による疾病構造の変化、地域住民のニーズの多様化や食品の安全性や地球環境問題への住民意識の高まりなどに対応し、サービスの受け手である生活者の立場を重視した地域保健の新たな体系を構築するため国においては、平成6年に保健所法を抜本的に見直し地域保健法へ移行した。

本市では、昭和12年に保健所法公布を受け、昭和13年に阿倍野保健所（阿倍野区阪南町）が最初に開設され、その後、市内各所に保健所が開設された。そして、市民の公衆衛生思想の向上に努め、伝染病の撲滅などに大きな力を發揮し、これまで各時代の市民ニーズに合わせ各区の保健所を中心とし、老人保健、母子保健、精神保健、結核・感染症、公害及び環境・食品衛生等の保健衛生施策を展開し、一定の成果を上げた。

しかし、地域保健法の趣旨にある、保健所を地域保健の広域的・専門的・技術的拠点として機能強化し、市民ニーズに対応した保健衛生施策を推進していくためには、市域全体を視野に入れ、地域に密着していくべき業務と、全市的立場で行うほうがより効果的な業務に機能分担し、相互連携のもとトータルとして市民サービスの向上に資し、かつ効果的な推進体制の整備を図っていくべきであるとの判断から、全市1保健所・24保健センタ一体制である保健所および保健センター条例を平成11年5月に公布し、平成12年4月に体制を移行した。

また、平成14年4月に保健センターを区役所組織へ移管し、さらに、平成15年4月、区役所の健康福祉サービス課と福祉事務所、保健センターを一体化した「保健福祉センター」を開設し、保健と福祉の連携したシステムを充実させた。そして、より一層効果的な感染症対策を実施するため、健康福祉局感染症対策室を保健所に統合し、地域保健体制の充実を図った。

平成20年11月に食中毒事件等緊急事態発生時に柔軟かつ的確に対応するため、市内5か所に生活衛生監視事務所（北部・西部・東部・南東部・南西部）を設置し、各区保健福祉センターの環境衛生・食品衛生関係業務を集約化することにより、申請受付や監視指導などの業務を効果的・効率的に行うとともに、健康危機管理体制の充実、強化を図り、保健衛生施策を推進している。

2 大阪市保健所の構築と事務分掌

地域保健法の主旨を尊重して、広域的・専門的・技術的拠点として機能強化を図り、全市を所轄する保健所として構築し、感染症予防や結核罹患率を改善するための総合的結核対策、生活環境部門では環境衛生・食品衛生、加えて医療監視など、各区保健福祉センターとそれぞれの役割分担と相互連携を図りながら保健衛生行政を推進している。

[管理課]

保健所の運営管理及び統括を行うとともに、母子保健事業、難病対策事業、栄養改善事業及び公害健康被害の補償等制度業務を実施、さらに各区保健福祉センターへの業務支援等を行うなど、広域的・専門的・技術的観点から効果的な対人保健サービスを実施している。

[保健医療対策課]

病院・診療所等の許可・届出に関する事務を行うとともに、平成15年度からは、全区の医療機関への医療法第25条に基づく立入検査を一元化して実施し、指導の一層の強化に努めている。さらに、平成22年10月から市内の医療法人に対する認可、届出等の業務について、大阪府から移譲を受けたことに伴い、運営母体と施設の横断的な指導も可能となつた。また、保健衛生システムの運用を行うとともに、時代ニーズに沿った保健情報の収集・分析・加工・提供及び調査研究の推進、技術支援により本市保健事業の向上を図っている。

[感染症対策課]

感染症発生時疫学調査、感染症発生動向調査事業、新型インフルエンザなどの感染症対策及び各種予防接種事業の実施により疾病の発生及びまん延防止を図る。

また、エイズについて正しい知識の普及・啓発、検査体制の充実等、総合的対策に取り組んでいる。さらに、結核対策として結核罹患率(人口10万人あたりの新規登録患者数)の半減に向け、結核定期健康診断、結核予防接種（BCG）事業及びDOTS（直接服薬確認療法）事業等を実施している。

[環境衛生監視課]

環境衛生関係施設のうち、大規模かつ多数人が利用する施設（旅館・興行場・公衆浴場・温泉・墓地・特定建築物・専用水道・浄化槽・化製場等）に対し、統一的・効率的な許可・届出確認を行うとともに、これら施設に良好な衛生状態を維持させ、市民等が安心して利用できるよう広域的・専門的な監視指導を実施している。

また、国家戦略特別区域法に基づく認定等及び住宅宿泊事業法に基づく届出に関する業務を行っている。

その他、家庭用品に含まれる有害物質による健康被害を防止するための規制、法対象とならない小規模給水施設の衛生管理向上のための調査・啓発等を行っている。

[食品衛生監視課]

近年の食品流通の広域・大量化や食品製造施設の大型化、輸入食品の増大など食品を取り巻く状況に的確・効果的に対応するため、各施設に立入り、食品等事業者のH A C C Pに沿った衛生管理に対する指導・助言を行うとともに、食品の検査結果、施設の拭き取り検査結果等を用い、効果的な監視指導を行っている。

また、輸入食品・広域流通食品等にかかる違反事例発生時には危害拡大防止のための必要な措置、原因究明調査を実施するとともに、再発防止対策の徹底を図っている。

事業者が自主的に違反食品等の排除に取り組む自主回収に関する情報を、速やかに消費者へ周知することにより、食品等による健康被害の発生防止を図っている。

[生活衛生監視事務所]

食生活の安全を確保し、飲食に起因する健康被害の未然防止や拡大防止を図るため、飲食店をはじめ食品関係施設の営業許可及び監視指導を行うとともに食品の検査や施設の拭き取り検査を行い、施設や設備の衛生確保と不良食品の発見、排除に努めている。また、食中毒の発生や違反食品の発見時には迅速に原因究明調査等を行い、危害の拡大防止及び再発防止等の対策を講じている。

また、原則として全ての食品等事業者にH A C C Pに沿った衛生管理が義務付けられたことに伴い設けられた営業届出制度により、対象事業者を把握し、必要な指導を行っている。

理容所、美容所及びクリーニング所の届出に係る検査確認や監視指導、遊泳場及び簡易専用水道に対する監視指導を行い衛生の確保に努めている。

さらに、狂犬病予防、動物愛護、ねずみ・衛生害虫に係る相談指導業務を行っている。

[保健衛生検査所]

保健所・保健福祉センターにおける保健衛生事業について、感染症対策や3歳児健診に係る検査、食品関係施設の食品の検査や施設の拭き取り検査、遊泳場の水質検査及び有害家庭用品に関する検査等、衛生上の試験検査業務を担う。さらに、医療法に基づく病院立入検査（医薬品安全管理及び検体検査関係）業務を実施している。

[放射線技術検査所]

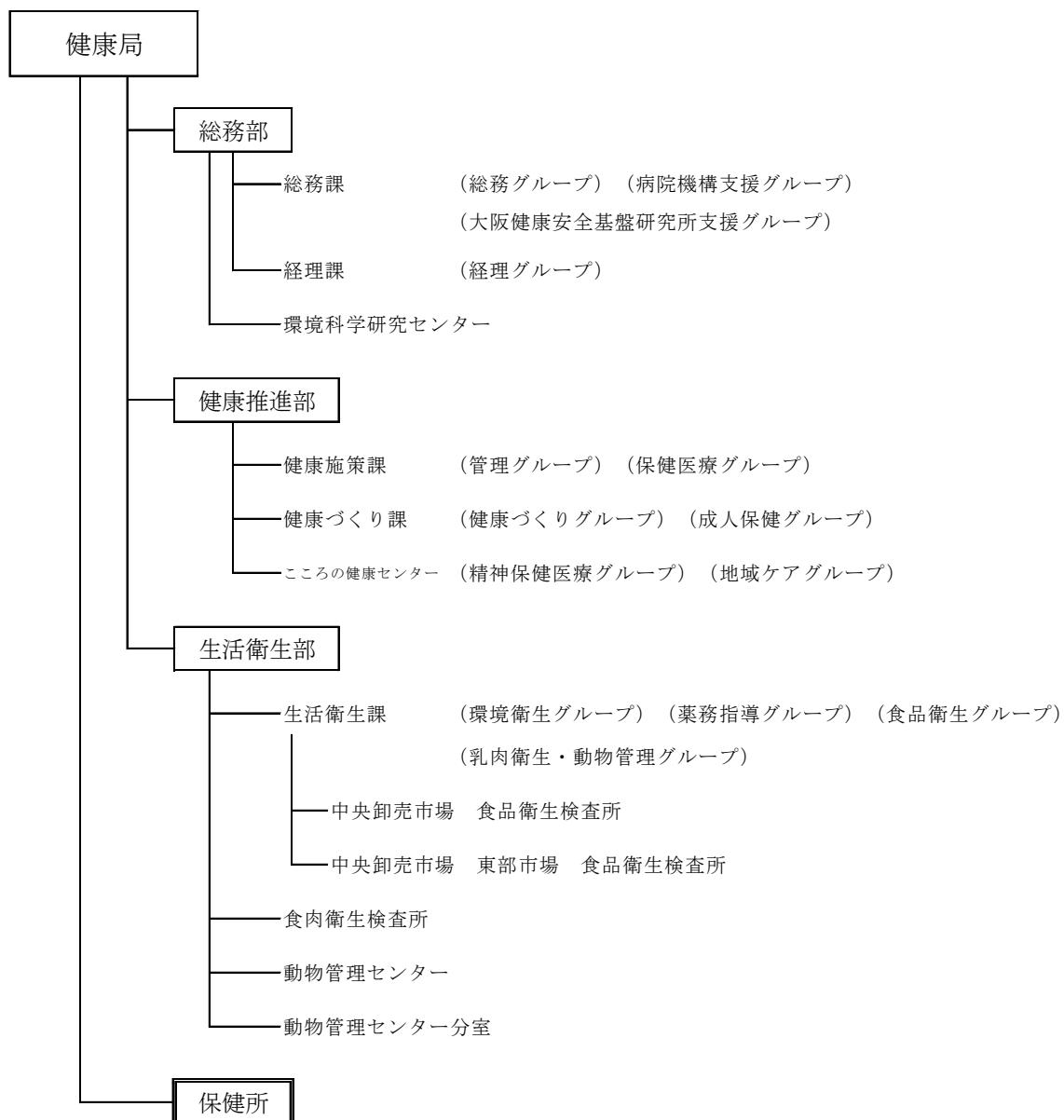
保健衛生事業における放射線業務として各区保健福祉センター、および検診車における結核健診、肺がん検診時のエックス線撮影検査業務を実施している。また、乳がん検診事業における読影センターの運営、および胃部エックス線検査二次読影依頼業務を担う。

さらに、医療法に基づく立入検査、放射線管理等に係わる業務を実施している。

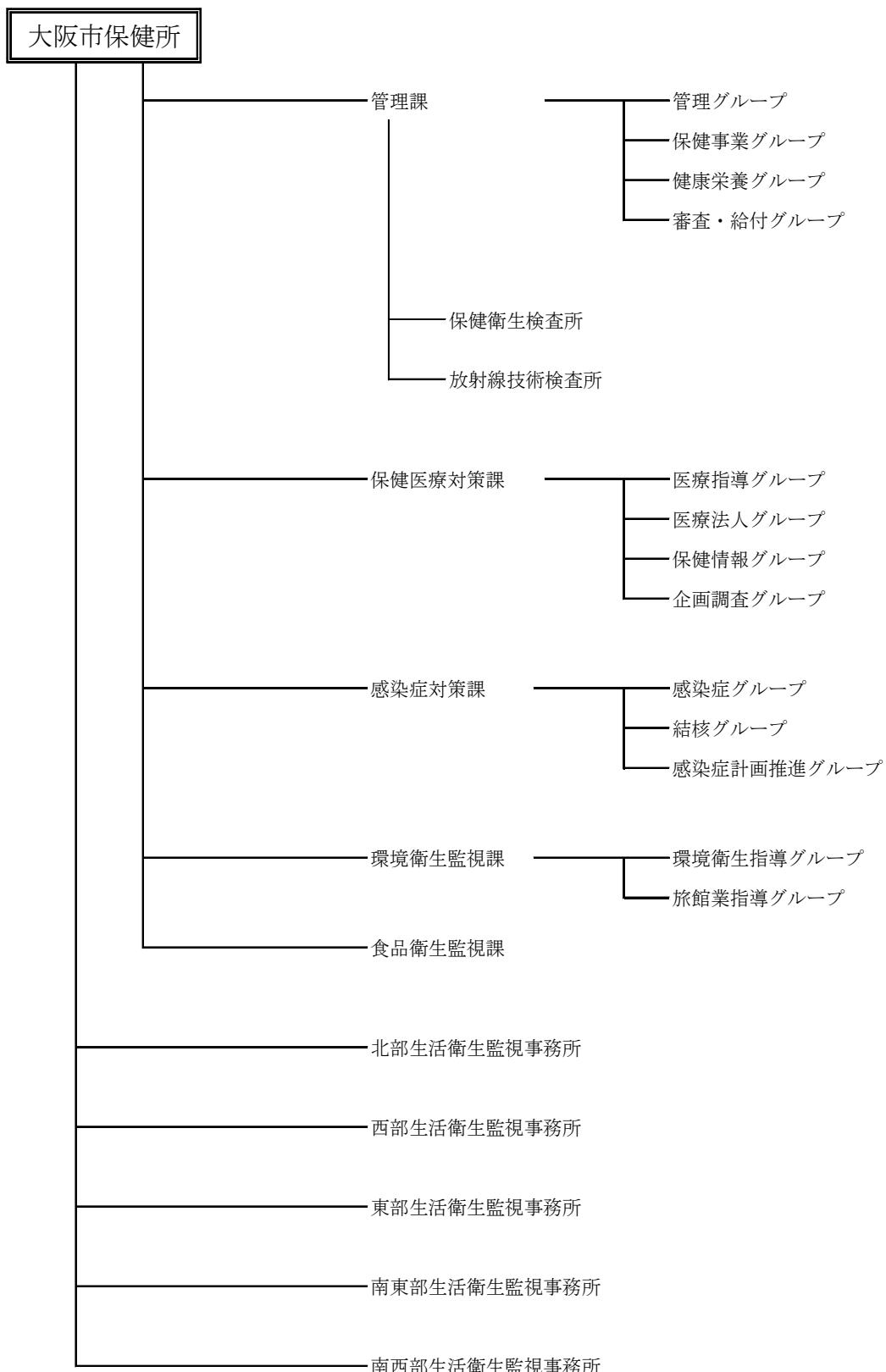
第3節 保健所の機構

1 機構

(1) 局機構 (平成24年4月1日から健康局)



(2) 保健所機構



2 保健所事務分掌一覧表

管理課	管理	<ul style="list-style-type: none"> 人事、給与、文書、勤怠、福利厚生、被服に関すること 「地域保健・健康増進事業統計」に関すること等
	保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 公害保健福祉事業に関すること 公害健康被害予防事業(環境保健事業)に関すること 難病対策に関すること 母子関係医療費助成に関すること 各種保健事業の報告に関すること
	健康栄養	<ul style="list-style-type: none"> 栄養の改善、指導及び調査、食育並びに関係団体の指導育成に関すること
	審査・給付	<ul style="list-style-type: none"> 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく審査および認定に関すること
保健衛生検査所		<ul style="list-style-type: none"> 保健、環境、食品衛生上の試験及び検査、医療法立入検査に関すること 保健福祉センターの検査業務の実施及び連絡調整に関すること 保健衛生検査業務に係る調査及び研究に関すること
放射線技術検査所		<ul style="list-style-type: none"> 放射線検査業務、医療法立入検査に関すること 保健福祉センター、検診車業務の実施及び連絡調整に関すること 読影センターの運営に関すること 放射線業務に係る調査及び研究に関すること
保健医療対策課	医療指導	<ul style="list-style-type: none"> 診療所等の許可、届出に関すること 病院、診療所等の立入検査に関すること 衛生検査所の登録、立入検査に関すること 医療安全相談窓口に関すること
	医療法人	<ul style="list-style-type: none"> 医療法人の認可、届出に関すること 病院の許可、届出に関すること 医師、看護師等免許に関すること
	保健情報	<ul style="list-style-type: none"> 保健衛生統計情報等の収集及び提供に関すること 保健衛生情報のシステムに関すること
	企画調査	<ul style="list-style-type: none"> 保健衛生情報の収集及び発信、技術支援、調査研究に関すること 衛生教育に関すること
感染症対策課	感染症	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策に関すること 予防接種業務に関すること HIVに関すること 献血推進事業に関すること
	結核	<ul style="list-style-type: none"> 結核対策に関すること
	感染症計画推進	<ul style="list-style-type: none"> 感染症予防計画・健康危機対処計画に関すること
環境衛生監視課	環境衛生指導	<ul style="list-style-type: none"> 興行場、公衆浴場、温泉、墓地、納骨堂、火葬場、化製場の許可、届出、監視指導に関すること 特定建築物、浄化槽の届出審査及び監視指導に関すること 専用水道の確認審査及び監視指導に関すること 小規模給水施設の啓発指導に関すること 有害家庭用品の流通規制に関すること
	旅館業指導	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業の許可、届出、監視指導に関すること 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関すること 住宅宿泊事業に関すること
食品衛生監視課		<ul style="list-style-type: none"> 大規模食品衛生関係施設の監視指導に関すること 違反食品等の調査に関すること 食品等の自主回収報告制度に関すること
生活衛生監視事務所		<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生関係施設、理容所、美容所、クリーニング所、遊泳場、簡易専用水道の許認可、届出、監視指導に関すること 食中毒、違反食品等の調査に関すること 狂犬病予防、動物愛護、ねずみ衛生害虫に関すること

第2章 保健衛生部門

第1節 母子保健事業

1 小児慢性特定疾病

（1）小児慢性特定疾病医療支援事業

小児慢性疾病のうち特定疾病については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなるため、その医療の確立と普及を図り、あわせて患者家族の医療費の負担軽減に資することを目的に実施している。

本事業は、昭和49年度に疾患別の各事業を整理統合された小児慢性特定疾患治療研究事業として創設され、昭和59年度に一部の疾患において対象年齢を18歳未満から20歳未満に延長、平成2年度には神経・筋疾病（点頭てんかん）が追加され、給付の拡大が図られた。

平成17年4月には児童福祉法に基づく新たな小児慢性特定疾患治療研究事業として法制化され、対象疾病の追加や除外及び対象患者の重点化が行われたことにより、対象の可否については、疾病名だけでなく病状の程度により判断されるようになった。また、所得に応じた一部自己負担額が導入されるとともに、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業などの福祉サービスが実施された。

さらに、平成27年1月の児童福祉法の一部改正により、新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立することとして小児慢性特定疾病医療支援事業として再構築され、他の医療費助成制度との均衡を図るために一部自己負担額の見直しが行われた。また、医療の質を担保する観点から指定医・指定医療機関制度が導入されるとともに、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施などについても規定された。

なお、対象疾病については、平成27年1月に514疾病から704疾病へと大幅に拡大された以降も、対象疾病が増え、令和7年4月現在801疾病となっている。

小児慢性特定疾病医療給付状況（人数）

（令和6年度）

疾患群名	発足年数	入院	通院	計
悪性新生物	S 4 6	1 1 3	1 8 4	2 9 7
慢性腎疾患	S 4 7	2 9	8 9	1 1 8
慢性呼吸器疾患	S 4 7	5 8	5 2	1 1 0
慢性心疾患	S 4 9	1 6 0	2 0 8	3 6 8
内分泌疾患	S 4 9	1 8	3 6 7	3 8 5
膠原病	S 4 9	1 1	5 4	6 5
糖尿病	S 4 8	2 5	1 0 6	1 3 1
先天性代謝異常	S 4 3	2 5	3 9	6 4
血液疾患	S 4 4	1 4	4 7	6 1
免疫疾患	S 4 4	1 1	1 3	2 4
神経・筋疾患	S 5 1	1 7 3	1 8 6	3 5 9
慢性消化器疾患	H 1 7	7 1	8 2	1 5 3
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	H 2 7	3 8	3 6	7 4
皮膚疾患	H 2 7	5	1 1	1 6
骨系統疾患	H 3 0	1 3	2 4	3 7
脈管系疾患	H 3 0	6	6	1 2
計		7 7 0	1, 5 0 4	2, 2 7 4

（2）小児慢性特定疾病児童手帳交付事業

小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）の症状が急変した場合に、その場にいる周囲の者による医療機関等への連絡等が速やかに行われ、また、学校生活等において関係者が小慢児童等の症状を正しく理解し適切な対応が図られるよう、本人の健康状態の記録やかかりつけ医療機関の連絡先等を記入するとともに、一貫した治療経過を記録するなど、自らの疾病の状態を記載することにより、自身の疾病の状態の理解及び自己肯定力の強化を図り、小慢児童等の福祉の増進及び自立の支援を図ることを目的とする。（平成8年1月から交付開始）

交付数 638冊

（3）小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り児童等の健全な育成を目的とする。

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付件数

(令和6年度)

種目	件数	種目	件数
便器	-	頭部保護帽	-
特殊マット	2	電気式たん吸引器	10
特殊便器	-	クールベスト	-
特殊寝台	2	紫外線カットクリーム	-
歩行支援用具	-	ネブライザー(吸入器)	4
入浴補助用具	-	パルスオキシメーター	2
特殊尿器	-	ストーマ装具(消化器系)	1
体位変換器	-	ストーマ装具(尿路系)	-
車椅子	-	人工鼻	2
合		計	23

(4) 長期療養児療育指導

小児慢性特定疾病など慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童について、各区保健福祉センターにおいて小児慢性特定疾病医療支援事業申請時等に面接相談を行い、必要に応じて、訪問相談や関係機関と連携を図りながら支援を実施している。

(令和6年度)

長期療養児面接・訪問状況	
面接	訪問
1185人	302人

(5) 小児慢性特定疾病児等療養相談会

小児慢性特定疾病児等及びその家族に対し、子どもの健全育成の推進と、日常生活上生じる問題や障がいの軽減を図ることを目的として、子どもの状況に応じた講演会、医療相談・保健指導・食生活相談・小児慢性特定疾病児等の養育経験者（ピアカウンセラー）による助言相談及び参加者同士の交流会の内容で療養相談会を実施している。（平成12年度から実施）

○実施状況

(令和6年度)

会場	ライブ配信申込 ・参加件数		会場申込 ・参加件数		会場参加者数(人)							会場個別相談(組)					(人)
	申込 件数 (組)	参加 件数 (組)	申込 件数 (組)	参加 件数 (組)	母	父	祖 父 母	だ い う	本 児	そ の 他	計	講 師 ①	講 師 ②	医 療	養	栄 養	自 立 支 援
内容																	
第1回 7月10日(水)13時30分～15時30分 ①就学に向けて・地域の小学校の生活 ②特別支援学校の学校生活	16	10	6	6	6	1	0	1	1	0	9	3	3	0	0	0	9
第2回 7月22日(月)13時30分～15時30分 ①児童発達支援センターってどんなところ? ②医療的ケアが必要なお子さんの保育所生活に向けて	13	7	6	1	1	1	0	0	1	0	3	1		0	0	0	※1
第3回 8月17日(土)13時30分～15時30分 ①聞いてみよう!先輩ママの子育て体験談♪ ②きょうだいさんのキモチ・ きょうだいさんも一緒に!楽しく遊ぼう♪	15	8	6	3	3	1	0	1	2	0	7	0	0	0	0	0	7
第4回 8月31日(土)13時30分～15時30分 ①今後のため知っておきたい!福祉サービスのこと ②移行期医療について聞いてみよう!	21	14	13	2	2	0	0	0	0	0	2	2	3	0	0	0	※2
合計	65	39	31	12	12	3	0	2	4	0	21	6	6	0	0	0	16

※1 参加者1組にて実施できず

※2 台風のため実施なし

動画配信	申込件数	視聴回数
医療機器を使用しているお子さまの災害時の電源確保について	29	51

[従事者] 医師、保健師、栄養士、事務職員、自立支援員等

(6) 高度な医療的ケアが必要なこども（以下「医療的ケア児」）の在宅療養支援事業
保健師の知識および技術の習得を図ること、並びに地域の関係機関との「顔の見える
関係」の構築および連携促進を図ることを目的に、保健福祉センター保健師および、医
療、福祉、教育その他の在宅療養支援にかかる相互交流・協力体制の整備を促進する研
修会を実施している。

日 時	講演内容	参加人数
令和7年2月19日(水) 天王寺区民センター	<p>◆テーマ「地域で暮らす医療的ケア児の災害時の備えについて 多職種で考える」</p> <p>【パネルディスカッション・情報交換】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演1 「医ケア児への災害時に備えた指導、地域との連携」 小児リハビリテーション病院 ・講演2 「訪問看護ステーションにおける災害時に備えた対象者 への助言、シミュレーション」 訪問看護ステーション ・講演3 「「災害時基本情報シート」「災害時の備え」の作成を通じて、 関係機関や地域と情報共有・検討した取り組み～個別支援 計画に向けて～」 保健福祉センター 	<p>【参加者 86名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師30名 ・看護師23名 ・相談支援専門員10名 ・薬剤師6名 ・保育士、幼稚園教諭4名 ・教員、講師3名 ・医師2名 ・セラピスト2名 ・福祉局職員2名 ・養護教諭1名 ・校長1名 ・医療的ケア児等コーディネーター1名 ・在宅医療連携拠点コーディネーター1名

2 先天性代謝異常等検査

生後4から6日目の新生児を対象として、心身障がい（精神遅滞、脳障がい、その他身体障がい等）の原因になる疾患（疑い）を早期発見し、早期に治療ができるようにすることを目的としたマススクリーニング検査を実施している。

令和6年3月からは、検査対象疾患拡充に向けた国（こども家庭庁）の実証事業に参加し、従来の検査対象疾患（26疾患）に、重症複合免疫不全症（S C I D）と脊髄性筋萎縮症（S M A）の2疾患を加えた検査を実施している。

○先天性代謝異常（昭和52年10月から実施）

- ・フェニルケトン尿症
- ・メープルシロップ尿症
- ・ホモシスチン尿症
- ・ガラクトース血症
- ・その他代謝異常（平成21年4月から実施）

○内分泌疾患

- ・先天性副腎過形成症（昭和52年10月から実施）
- ・先天性甲状腺機能低下症（昭和55年1月から実施）

○新生児マススクリーニング検査に関する実証事業（令和6年3月から実施）

- ・重症複合免疫不全症（S C I D）
- ・脊髄性筋萎縮症（S M A）

先天性代謝異常	延 19, 834 件
内分泌疾患	延 20, 448 件
実証事業（令和6年3月から実施） 重症複合免疫不全症・脊髄性筋萎縮症	延 18, 976 件

3 未熟児養育医療給付

未熟児は、正常な新生児に比べて疾患にかかりやすく、心身の障がいを残すことが多いことから、生後すみやかに適切な処置を講ずることが必要である。

このため、母子保健法に基づき、入院を必要とする未熟児に対し、指定医療機関において養育に必要な医療の給付を行っている。

給付人数 653 人

4 自立支援医療（育成医療）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づき、身体障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童が、手術等の治療を受けることにより、その障がいが軽減される場合、指定の医療機関で受ける医療費の一部公費負担を行っている。

給付人数 133 人

5 結核児童療育給付

結核療養は、非常に長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、児童福祉法に基づき、心身の発達途上にある児童に対し、入院療養に併せて学習の援助を指定医療機関において行っている。

給付人数 0 人

第2節 難病対策事業

1 指定難病・特定疾患

（1）難病の患者に対する医療等に関する法律による医療費助成制度

難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。）の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的として平成27年1月から施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づき、医療費助成を実施している。

法施行以前は、特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく都道府県業務として実施されていたが、公平かつ安定的な制度の確立のため難病法として制定され、平成30年4月からは難病法第40条（大都市特例）により本市が実施主体となった。

難病法に基づく医療費助成制度では、他の医療費助成制度との均衡を図るために、自己負担額が見直され、また、医療の質を担保する観点から指定医・指定医療機関制度が導入されている。

医療費助成の対象疾患については、難病法施行時、平成26年12月まで特定疾患治療研究事業の対象となっていた53疾患を含む110疾患が対象となり、その後も対象疾患が増え、令和7年4月現在348疾患に拡大されている。

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数 (令和7年3月31日現在)
23, 343人

（2）在宅人工呼吸器使用患者支援事業

人工呼吸器使用について特別の配慮を必要とする難病の患者に対し、訪問看護に必要な費用を交付する。

登録者数 (令和7年3月31日現在)
8人

（3）大阪府特定疾患医療費援助事業

原因が不明であって、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定の疾患については、治療が極めて困難であり医療費も高額であることから、医療費援助による

負担軽減を行うことにより医療水準の向上を図り、もって難病に関する適正医療の普及を推進することを目的とし、都道府県業務として大阪府が実施している。

平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が施行されたことに伴い、難病法に基づく医療費助成の支給対象となる指定難病を除いた4疾患が対象となった。

特定疾患医療受給者証所持者数 (令和7年3月31日現在)	
大阪市	19人

2 こども難病

（1）こども難病医療費助成事業

完治困難な慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養が必要な市内に住所を有する満18歳未満（本事業による医療費助成を受けている方のうち、満18歳到達後も引き続き医療を必要とする方については満20歳到達まで）の患者のうち、他の医療費助成制度の対象とならない児童等に対して、当該疾病にかかる医療費の一部を助成することにより、その健全な育成に資することを目的として平成24年11月から医療費助成を行っている。

対象疾患については、令和3年11月に3疾患となっている。

給付実績なし（令和6年度）

（2）こども難病日常生活用具給付事業

平成24年11月1日から、こども難病医療費助成事業の対象者に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り児童等の健全な育成を目的とする。

種目		種目	
① 便器		⑩ 頭部保護帽	
② 特殊マット		⑪ 電気式たん吸引器	
③ 特殊便器		⑫ クールベスト	
④ 特殊寝台		⑬ ネプライザー（吸入器）	
⑤ 歩行支援用具		⑭ パルスオキシメーター	
⑥ 入浴補助用具		⑮ ストーマ装具（消化器系）	
⑦ 特殊尿器		⑯ ストーマ装具（尿路系）	
⑧ 体位変換器		⑰ 人工鼻	
⑨ 車椅子			

給付実績なし（令和6年度）

3 難病患者地域支援対策事業

(1) 患者面接、訪問指導（訪問相談・指導事業）

難病は原因が不明で、治療法が未確立なため、療養が長期化し、日常生活に問題や障害が生じ、不安を抱えながら療養生活を送ることが多いため、各区保健福祉センターにおいて特定医療費(指定難病)受給者証交付申請時等に面接相談を行い、必要に応じて、訪問相談や関係機関と連携を図りながら支援を実施している。

難病患者面接・訪問(延数) (令和6年度)

面接	訪問
5,380人	742人

(2) 難病患者療養相談会（医療相談事業）

原因が不明で、治療法が未確立のいわゆる難病について、不安を抱きながら療養生活を送っている患者及びその家族に対して、同じ病気を持つ者同士を一堂に会し、相談に応ずることにより、適切な治療、保健、栄養、福祉に関する指導・助言並びに患者・家族の交流等を行い、日常生活上生じる問題や障害の軽減を図るために実施している。

○実施状況

(令和6年度)

*件数は組数を示す

*申込あったが既に定員に達しており、参加を断った件数も含む

疾 病 群	場所	申込 件数	相談会参加件数			参加者 総数	個別相談内訳(延数)					交流 会のみ	学習会 ・展示会			
			件数	同伴者状況			医療	リハビリ	療養	福祉 就労	食生活					
				本人 のみ	本人と 付添											
～ 神經・筋	西区民センター	24	18	13	4	1	19	9	6	0	1	5				
	北区民センター	22	20	2	7	11	29	11	8	2	8	5				
	(*76)	61	51	18	23	10	78	15	18	3	11	2	48			
	天王寺区民センター	30	18	7	7	4	26	11	6	0	3	6				
合計		137	107	40	41	26	152	46	38	5	23	18	48			
～ 皮膚・腎臓・回生病	大阪市保健所研修室 (あべのメディックス12階)	51	42	36	3	3	45	23	2	19	11					
		41	35	26	7	2	42	18	0	5	15					
		18	15	13	2	0	17	9	1	4	6					
	合計	110	92	75	12	5	104	50	3	28	32					
消化器	北区民センター	32	29	19	4	6	36	14	1	8	0	28				
眼	阿倍野区役所	15	14	5	7	2	21	7	1	4	3	6	14			
～ その他 回生病	大阪市保健所研修室 (あべのメディックス12階)	9	6	4	1	1	8	5	1	4	0					
		13	12	9	2	1	14	10	5	1	1					
		24	18	14	3	1	21	13	2	8	3					
	合計	46	36	27	6	3	43	28	5	13	4					
希少難病	大阪急性期・総合医療センター	1	1	1	0	0	1	1								
働き方 学習会	阿倍野区役所	42	27	24	3	0	30			4		27				
	北区民センター	28	17	14	3	0	20			3		17				
	合計	70	44	38	6	0	50			7	0	44				
講演会	北区民センター	152	89	56	21	12	113									
合計		563	412	261	97	54	520	146	43	13	11	75	60			
													134			

「從事者」 專門醫師、保健師、栄養士、事務職員等

(3) 難病患者ケース検討会（在宅療養支援計画策定・評価事業）

地域において安心で安全な療養生活を確保し、より一層の支援体制の強化を図るために、保健師が作成した計画について、第三者に評価され、総合的な支援計画を検討する目的で実施している。ケース検討を通じて関係者の理解の促進や、密接な連携を図る機会としている。

○実施状況

(令和 6 年度)

医療圏	回次	開催日時	場所	事例数(件)
北	1	令和6年9月24日(火)	北区役所	1
	2	令和6年12月9日(月)	都島区保健福祉センターハウス	1
東	1	令和6年8月20日(火)	東成区役所	1
	2	令和6年12月19日(木)		2
西	1	令和6年11月11日(月)	西区役所	1
	2	令和7年1月20日(月)		1
南	1	令和6年10月7日(月)	保健所12階研修室	1
	2	令和7年1月31日(金)		2

[從事者] 保健師、専門医師、難病医療コーディネーター、難病拠点病院相談員 等

(4) 難病に関する多職種研修会（多職種の協働による包括的支援体制事業との連携）

難病患者が安心して療養生活を送ることができるよう、大阪市の基本保健医療圏での療養支援ネットワークの体勢を構築するために難病患者を支援する関係機関の顔の見える関係づくりを行い、連携強化を図る。

○実施状況

(令和 6 年度)

医療圏	日時	場所	参加者数	講演内容
北	令和7年2月3日(月)	医学研究所 北野病院	51	【講演・グループワーク】 講演1：大阪市の難病施策について
東	令和7年2月20日(木)	天王寺区民 センター	50	講演2：ALSの患者支援について～その人らしさを支援する～ グループワーク：私たちにどのような支援ができるのか？
西	令和7年2月27日(木)	福島区役所	27	
南	令和7年3月4日(火)	保健所 12階 研修室	56	

〔参加者〕 介護支援専門員、看護師、保健師、理学療法士等

〔從事者〕 專門醫師、保健師、事務職員等

第3節 栄養改善事業

わが国は、平均寿命の伸長と出生率の低下に伴い、人口構造の高齢化が急速に進行する一方、社会構造の変化による運動不足や、ストレス過多、栄養のアンバランスなどの健康阻害因子が増加し、生活習慣病等の発症につながっている。

現在、市民の栄養状況は、平均的にはほぼ好ましい状況に達しているものの、個々人では過不足が多く見られており、一層の栄養改善事業の推進が必要である。こうした状況のもとで生活習慣病を予防し、市民がそれぞれの生活において健康的な食生活を実践できるように支援する活動が重要である。

保健所では、外食等も含めた食環境づくりや給食施設指導業務等の広域的・専門的業務を中心に実施し、住民に密着した業務を実施する保健福祉センターと機能分担し、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第3次）」及び「第4次大阪市食育推進計画」の主旨を踏まえながら、栄養改善事業を効果的に推進している。

1 健康増進法等関係業務

（1）国民健康・栄養調査

国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、健康増進法第10条に基づき、毎年、厚生労働省が指定する調査地区に居住する世帯（世帯員）に対して、次の調査を行っている。

調査内容

①栄養摂取状況調査（1歳以上）※但し、歩数調査は20歳以上。

②身体状況調査（1歳以上）

※但し、血液検査、血圧測定、腹囲測定、問診は20歳以上。

③生活習慣調査（20歳以上）

令和6年度 実施状況

	調査日		対象 世帯数	調査 世帯数	調査実施人数				
	栄養摂取 状況調査	身体 状況調査			栄養摂取 状況調査	歩数 調査	身体状況 調査	血液 検査	生活習慣 調査
天王寺	11月12日（火）	11月13日（水）	93	32	19	15	40	8	35
阿倍野	11月12日（火）	11月13日（水）	61	29	50	29	52	17	53
平野	11月27日（水）	11月28日（木）	30	6	6	4	6	3	7
合 計			184	67	75	48	98	28	95

(2) アレルギー予防教室・アトピー相談事業

アレルギー素因のある乳幼児を対象に実施している本事業において、離乳食のすすめ方についての講話や個別食生活相談を行うとともに、併せてアトピー性皮膚炎に関する食生活相談を行っている。

令和6年度 実施状況

	実施回数	集団指導	個別食生活相談
アレルギー予防教室	6回	102人	2人
アトピー相談			71人

(3) 難病患者療養相談会

不安を抱きながら療養生活を送られている難病患者及びその家族に対し、難病患者療養相談会において、個別食生活相談を実施し、1日の食事量や食事バランス、病状改善のための食事療法のポイントなど、食生活に関する指導・助言を行っている。

(令和6年度 回数12回・相談人数75人)

(4) 小児慢性特定疾病児等療養相談会

小児慢性特定疾病の治療・管理の期間は長期にわたることが多く、その間に成長を伴うことなどから特に食事面の配慮が必要であり、保護者の関心も高いことから、療養相談会に参加された子ども及び家族に個別食生活相談を実施し、1日の食事量や食事のバランス、調理の工夫等について指導・助言を行うことにより、地域での生活を支援している。

(令和6年度 回数4回・相談人数0人)

(5) 給食施設の指導

健康増進法に基づいて特定給食施設（※1）の状況を把握するとともに、施設管理者及び関係者に対して適切な給食の実施・栄養管理等に関する指導を行い、喫食者の栄養状態の改善に努めることにより、市民の健康の保持増進を目的として、保健所栄養指導員（管理栄養士）が全市的に指導を行っている。

また、特定給食施設に準ずる施設（※2）についても指導を行っている。

市内給食施設数

令和7年3月末現在

	特定給食施設 ※1		その他の給食施設 ※2		合 計	
	栄養士在	栄養士不在	栄養士在	栄養士不在	栄養士在	栄養士不在
学校	178	177	5	31	183	208
病院	80	0	90	2	170	2
介護老人保健施設	58	0	23	1	81	1
介護医療院	0	0	3	2	3	2
老人福祉施設	95	0	86	12	181	12
児童福祉施設	211	64	151	60	362	124
社会福祉施設	7	1	28	6	35	7
事業所	87	110	6	77	93	187
寄宿舎	2	1	0	2	2	3
矯正施設	1	0	0	0	1	0
一般給食センター	2	1	0	0	2	1
そ の 他	7	9	21	71	28	80
合 計	728	363	413	264	1141	627
	1091		677		1768	

※1 特定多数人に対して継続的に1回100食以上又は、1日250食以上の食事を提供する施設

※2 ※1を除いて、特定多数人に対して継続的に1回50食以上又は、1日100食以上の食事を提供する施設並びに、病院及び介護保険施設

ア 給食施設巡回指導

病院（医療法に基づく立入検査時）、介護老人保健施設（介護保険法に基づく実地指導時）、特別養護老人ホーム（介護保険法に基づく実地指導及び老人福祉法に基づく指導監査時）及びそれ以外の給食施設（市立の小中学校・保育所等を除く）の管理者及び関係者に対し、巡回指導を実施している。

令和6年度 給食施設巡回指導件数

	特定給食施設	その他の給食施設	合計
学 校	3 6	8	4 4
病 院	7 9	9 4	1 7 3
介護老人保健施設	2 4	5	2 9
老人 福 祉 施 設	2 4	2 9	5 3
児 童 福 祉 施 設	8	3 1	3 9
社 会 福 祉 施 設	1	2 1	2 2
事 業 所	1 8 7	8 7	2 7 4
寄 宿 舎	2	3	5
一般給食センター	3	0	3
そ の 他	1 6	9 2	1 0 8
合 計	3 8 0	3 7 0	7 5 0

イ 喫食者指導教室

事業所等の給食施設において、その利用者に適切な食生活教育がなされるよう施設の管理者や栄養士等を対象に、年1回開催している。

令和6年度 開催状況

実施日	場 所	参加数	内 容
令和7年 3月6日(木) ～3月31日(月)	オンデマンド 配信	70名	講演 「事業所給食における自然に健康になれる取り組み」

ウ 給食講演会

適正な給食管理と給食担当者への情報提供を図るため、給食施設の従事者を対象に講演会を開催している。

令和6年度 開催状況

実施日・場所	参加数	対象施設	内 容
令和7年 2月26日(水) ～3月31日(月) オンデマンド配信	444名	特定給食施設全施設	講演 「給食施設における災害時の栄養・食生活について」
令和7年 2月26日(水)	209名	病院・介護保険施設	情報提供 「医療と介護における栄養情報連携の推進について」 情報交換 「医療と介護における栄養管理・食事ケアの連携の現状について」

エ 管理栄養士配置指定に関する指導

健康増進法の規定に基づく管理栄養士配置の指定基準に該当する施設に対して調査を行い、該当する場合は市長名で指定通知書を交付している。また、該当施設のうち、管理栄養士の未配置施設には、配置計画書の提出を求めている。

新規通知	変更通知	解除通知	指定施設数	配置計画書 提出施設数
4	3	8	82施設	2施設

令和7年3月現在

オ その他

電話や来所による相談にも応じている。(令和6年度 相談施設数 209施設)

(6) 食環境づくり推進事業

健康寿命の延伸を最終目的とし、生活習慣病のリスク低下、すこやか大阪21(第3次)の目標である、適正体重の維持と糖尿病有病者割合の増加抑制に向け、健康的な食生活を送ることができるよう、市民に対し、食生活改善のための栄養成分表示の活用や栄養情報の提供等の普及啓発を行うとともに、飲食店等に対する栄養価計算・ヘルシーメニュー提供支援、健康的な食事を提供する飲食店の登録制度等を通じ、働き盛り世代に多い健康無関心層が自然に健康になれる食環境をつくる。

ア 健康・栄養情報の提供等の普及啓発

スーパーマーケットや大学、商業施設等と連携し、市民に対する栄養成分表示の活用を含めた健康・栄養情報の提供等の普及啓発を行っている。(令和6年度 実施回数 40回 5,750人)

イ 飲食店等への栄養成分表示の支援

飲食店等に対し、栄養価計算やヘルシーメニューについての相談を行っている。

(令和6年度 相談件数：20件)

ウ やさいT A B E店登録状況

令和6年度 登録状況

登録種別	やさいT A B E店	やさい朝T A B E店
登録数	200	14

令和7年3月現在

(7) 食生活習慣改善指導事業

骨粗しょう症を中心とした生活習慣病、低栄養・フレイルの予防並びに悪化の防止と健康寿命の延伸を目的として、骨粗しょう症検診受診者に対し、検診結果を踏まえた個別指導を行い、個々人に応じた具体的な食生活習慣改善を促している。

(令和6年度指導件数：304回 5, 367件)

(8) 特別用途食品についての指導

健康増進法第43条において、販売に供する食品に病者用、妊産婦・授乳婦用、乳幼児用、えん下困難者用等特別の用途に適する旨の表示、または食生活において特定の保健の目的で摂取する者に対して、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示（特定保健用食品）を行う場合は、消費者庁長官の許可が必要とされる。

保健所では、その許可を受けようとする申請者に対する相談及び市民に対する普及啓発を行っている。

(令和6年度 相談件数0件)

(9) 食品表示基準（保健事項）及び食品の誇大表示に関する指導

食品表示法に基づき栄養成分または熱量に関する表示を行おうとする場合及び健康増進法第65条に基づき、食品の広告その他の表示について適切な表示がなされるよう、事業者に助言・指導を行うとともに市民に対する普及啓発を行っている。

(令和6年度 指導件数191件)

2 健康増進関係業務(国民の健康づくり関係)

(1) 健康講座保健栄養コース

市民の健康の保持増進を目指し、日常生活の実態に即した健康づくりを推進するため、各区保健福祉センターにおいて年間1コース（1コース9回）実施している。

本講座は、合理的な栄養のあり方をはじめ、適切な運動と休養、健康管理、食品衛生等

に関する具体的な知識及び方法を習得した健康づくり・食育推進のリーダーを養成し、地域住民に食生活を中心とした健康自主管理の浸透を図り、市民の健康水準の向上に努めている。

令和6年度 標準的内容

回	内 容	回	内 容
1	開講式・オリエンテーション 健康づくりの取り組み 健康にすごすための食生活（1） 「やさしい栄養の話」	6	健康にすごすための食生活（3） 「第4次大阪市食育推進計画（概要）とライフステージ別の食育」 「食品の表示」（健康増進法、食品表示法等）
2	健康にすごすための食生活（2） 「食事バランスガイド」 「献立作成（食事バランスガイドを活用して）」	7	健康づくりのための身体活動（運動実習）
3	生活習慣病予防のための食生活（1） 「肥満・脂質異常症・糖尿病を予防しましょう」	8	健康寿命を延ばすための生活習慣 身近な食品衛生
4	生活習慣病予防のための食生活（2） 「栄養価計算、計量の仕方」（講話） 「肥満を予防しましょう」（調理実習）	9	健康にすごすための食生活（4） 「食生活改善の歩みと現状（国民健康・栄養調査の結果）」 いざという時のための「食」の備え これからすすめる地区組織活動 全体のまとめ 閉講式
5	生活習慣病予防のための食生活（3） 「高血圧症・骨粗しょう症を予防しましょう」		

令和6年度 実施状況

受講者数	受講延人数	修了者数
430人	3,229人	383人

修了者：9回のうち、6回以上出席した方

（2） 大阪市食生活改善推進員協議会（健康講座保健栄養コース修了者の会）の育成

健康づくりを推進するためには、地域の連帯意識の高揚を図り、地域ぐるみの活動とすることが事業の成果をあげる要素の一つであり、その指導者や組織を育てることが重要である。

また、食生活に関する正しい知識の普及と実践は、生活習慣病予防の大きな決め手であり、これらの知識浸透の担い手である食生活改善推進員協議会の活動がさらに推進されるよう、組織の充実・強化及び自主運営にむけて各種研修会の実施並びに助言・指導を行っている。

（令和6年度 会員数 2,583）
(研修会の実施 5回 参加延人数 930人)

第4節 公害健康被害の補償等制度

昭和63年3月1日 「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正により、第一種地域の指定を受けていた大阪市全域を含む 41 地域全てが指定解除され、新たに健康被害者の認定は行われないことになったが、既に認定を受けている患者（被認定者）に対する補償給付等は継続されることとなった。

本市では、この法律に基づいて、既存の被認定者については補償給付及び公害保健福祉事業を実施するとともに、人の健康に着目し、健康の確保・回復を図るため環境保健事業を実施している。

1 既存の被認定者等に対する補償

（1）認定更新等

指定解除前に申請を行い次の疾病で認定を受けている者を対象に、認定の更新、障害の程度等について、公害健康被害認定審査会の意見を聴いて市長が決定している。

- ① 慢性気管支炎及びその続発症
- ② 気管支ぜん息及びその続発症
- ③ ぜん息性気管支炎及びその続発症
- ④ 肺気しづ及びその続発症

なお、令和7年3月31日現在の被認定者数は4, 490名である。

（うち市内居住者は3, 422名）

（資料1）

（2）補償給付

被認定者及びその遺族等に対し、療養の給付、療養手当、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料の6種類の補償給付を行っている。 （資料2）

2 公害保健福祉事業

指定疾病により損なわれた被認定者の健康の回復・保持及び増進を図ることを目的とし、次の事業を行っている。

(1) リハビリテーション事業

知識普及・訓練指導事業

被認定者に対して、医師、保健師などチームにより、機能回復の実技指導を含めた指定疾病に関する知識の普及及び運動療法などを行っている。

実施状況 (令和6年度実績)

事業名	実施場所	実施回数	参加者数
公害療養相談会 (健康回復教室)	保健福祉センター	6回	37人

(2) 転地療養事業

被認定者を空気の清浄な自然環境において保養させるとともに、療養生活上の指導などをを行う転地療養を実施している。

実施状況 (令和6年度実績)

実施場所	実施回数	参加者数
亀の井ホテル富田林	1回	17人

(3) 家庭療養用具貸与事業

症状の程度から必要度の高い者に対して、空気清浄機及び加湿器を貸与し、治療効果の促進及び症状の回復を図っている。

貸与状況 (令和6年度実績)

療養用具	貸与数
空気清浄機	0台
加湿器	0台

(4) 家庭療養指導事業

各区保健福祉センターにおいて、被認定者に面接するほか、家庭を訪問し、日常生活の指導等を行い、病状の回復を図るための療養指導を行っている。

実施状況

(令和6年度実績)

家庭訪問指導数	162人
面接指導数	183人

(5) インフルエンザ予防接種自己負担費用助成事業

被認定者のうち、インフルエンザに係る予防接種において、被認定者の負担となる費用を助成することにより、健康の保持を図っている。

実施状況

(令和6年度実績)

対象者数(65歳以上)	1,818人
費用助成者数(65歳以上)	961人
対象者数(65歳未満)	2,777人
費用助成者数(65歳未満)	723人

3 環境保健事業

大気汚染の影響による健康被害を予防する事業のうち、人の健康に着目し、健康の確保・回復を図る事業を実施している。

(1) 健康相談事業

呼吸器疾患・アレルギー疾患等に関する相談及び指導を行うことにより、当該疾患の健康の回復、保持及び増進、正しい知識の普及啓発を図っている。

実施状況

(令和6年度実績)

事業名	実施場所	実施回数	参加者数
ぜん息教室	区民センター	3回	34組(市民対象) 184人(関係職種対象)
呼吸器講演会	保健福祉センター、区民センター等	5回	358人
親と子の健康回復教室	和泉市立青少年の家	1回	10組
乳幼児アトピー・ぜん息相談	保健福祉センター	6回	89人

(2) 健康診査事業

アレルギー素因のある幼児を対象として、医師・保健師・栄養士によるぜん息発症予防のための保健指導を実施し、気管支ぜん息の発症の未然防止を図っている。

実施状況		(令和6年度実績)	
事業名	実施場所	実施回数	参加者数
アレルギー予防教室 (乳幼児ぜん息健診)	保健福祉センター	6回	14人

(3) 機能訓練事業

気管支ぜん息児童を対象として、当該疾患に関する療養上有効な機能回復訓練を行うことにより、健康の回復、保持及び増進を図っている。

実施状況		(令和6年度実績)	
事業名	実施場所	実施回数	参加者数
ぜん息児水泳教室	コナミスポーツクラブ京橋	2教室 (各10回)	実46人 延373人

(4) 医療機器等整備助成事業

地域医療の基幹をなす公的病院に対して、慢性閉塞性肺疾患に係る医療機器の整備に要する経費を助成することにより、当該疾患に関する医療水準の向上を図っている。

実施状況		(令和6年度実績)	
事業名	補助対策機器	事業名	補助対策機器
なし	なし	なし	なし

資料 1 公害健康被害補償制度

① 行政区分別認定数

令和7年3月31日現在

事項 区名	被認定者数					現在認定数
	認定数	取消数			現在認定数	
		治ゆ等	死亡	他指定地域転出		
北	588	246	227	33	82	
都島	821	336	339	30	116	
福島	890	284	494	20	92	
此花	3,305	1,620	1,331	60	294	
中央	440	143	210	17	70	
西	764	441	214	18	91	
港	1,848	858	761	34	195	
大正	2,212	1,127	756	52	277	
天王寺	359	159	136	18	46	
浪速	834	300	436	30	68	
西淀川	7,040	3,508	2,841	143	548	
淀川	1,838	822	725	70	221	
東淀川	1,038	483	384	50	121	
東成	663	199	341	30	93	
生野	2,543	907	1,286	101	249	
旭	960	393	395	52	120	
城東	3,363	1,425	1,303	123	512	
鶴見	1,242	495	462	57	228	
阿倍野	625	208	298	29	90	
住之江	1,580	670	632	52	226	
住吉	1,192	495	520	46	131	
東住吉	1,253	481	593	40	139	
平野	1,581	666	648	60	207	
西成	2,935	825	1,764	72	274	
総計	39,914	17,091	17,096	1,237	4,490	

② 認定疾病別内訳

病名	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	計
被認定者数	504	3,878	0	108	4,490

③ 障害等級別内訳

等級	特級	1級	2級	3級	級外	その他	計
被認定者数	0	0	244	2,692	1,192	362	4,490

(注) 特級………労働不能、常時介護を要する状態
1級………労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態
2級………労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態
3級………労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態
級外………3級に該当しない状態
その他………等級未決定者

資料 2 補償給付

(注)表中の支給金額は、令和7年4月1日現在

第5節 健康教育

1 健康講座保健栄養コース

健康づくりリーダー養成を目的に実施している健康講座保健栄養コースの受講者に対し「健康寿命を延ばすための生活習慣」というテーマのもと、保健所保健師が各区保健福祉センターに出向き健康教育を実施している。

自分自身の現在の健康を点数化することで、生活習慣の振り返りをし、グループワークを通じて実践的な生活習慣改善目標をたて、参加者がお互い仲間として励まし合いながら、生活習慣の改善を図っている。また、参加者自身にとどまらず家族や地域住民の健康づくりにも目が向けられるように健康教育を実施している。

実施状況
(令和6年度)

実施回数	参加人員
24回	335人

2 健康づくり

(1) 大阪市健康づくり推進協議会の育成

大阪市健康づくり推進協議会は、各区保健福祉センターで開催する「健康づくりひろげる講座」（平成23年以前は「すこやかフロンティア講座」等）を修了した方々で、組織されている自主会である。

同会は、昭和60年から各区で「家庭看護講座」（当時）の修了者から成る会が次々と設立され、平成4年には全区に設置された。平成6年に全市レベルでの「大阪市寝たきり予防推進協議会」が結成され、24区の交流・連携がスタートした。平成22年度から「大阪市健康づくり推進協議会」に名称変更し、24区にある「健康づくり推進協議会」が結集し、市民の健康づくりに関する普及啓発活動を行っている。

大阪市健康づくり推進協議会が、地域における健康づくりの普及啓発活動のさらなる推進、ならびに自主組織として効率的・効果的な運営ができるよう、育成・支援を行っている。

第6節 地域保健情報業務関係

国の統計法に基づく人口動態統計調査をはじめ、国民生活基礎調査等の厚生統計調査を実施・指導している。これらの調査結果については多角的に解析等を行い、様々な公衆衛生施策に反映させている。

各区における保健事業を効果的に推進するため、保健衛生情報の収集や処理、分析を行い、情報発信とともに技術支援を行っている。

1 保健衛生システムの運用について

成人に対する健康診査や、保健・栄養指導等の保健業務、理・美容所、公衆浴場、飲食店等に対する営業許可、監視指導等の環境・食品衛生業務、診療所等の医療施設管理業務等、保健衛生業務を総合的に支援管理するとともに、各種保健情報の提供を行うため、保健衛生システムとして平成11年度にシステム化した。

以後、平成18年度と平成23年度に機種更新を行ってきたが、平成29年度に、成人保健業務は保健管理システムとして、環境・食品衛生等業務、医療施設管理業務及び薬事・毒物劇物関係施設管理業務は衛生管理システムとして、それぞれシステムの再構築を行い、平成29年10月30日にリリースした。

その後、本システムと管理課が所管する医療費公費負担システム及び感染症対策課が所管する予防接種台帳管理システムは同一サーバ上で稼働しパッケージソフトも共通することから保守委託料の削減と事務事業の効率化を図るため、令和3年10月に保健管理システムに統合を行った。令和5年1月からは、それぞれ別契約となっていた保健管理システムと衛生管理システムについて、保健衛生システムとして契約を一本化し、令和5年3月16日に機器更新を行った。

（1）保健管理システム

がん検診等の受診結果情報を蓄積し、がん検診精密検査の結果照会の管理や肝炎ウイルス検査の陽性者へのフォローアップの管理、健康診査の結果等により保健指導等が必要な市民の情報管理、難病に関する医療費公費負担業務や各種予防接種事業を行っている。また、蓄積情報をもとにした各種統計資料の作成を行い、保健施策に活用している。

【処理業務名】

- ① がん検診事業管理
- ② 健康診査事業管理
- ③ 骨粗しょう症検診事業管理
- ④ 肝炎ウイルス検査事業管理
- ⑤ 歯周病検診事業管理

- ⑥ 成人指導事業管理
- ⑦ 予防接種事業管理
- ⑧ 難病対策事業管理
- ⑨ 母子医療事業管理

（2）衛生管理システム

市内の診療所及び薬局等の施設情報をデータベース化し、保健所での許可証発行業務や監視指導業務に活用している。

環境、食品衛生施設の管理について、関係施設の台帳等をデータベース化し、データの検索や許可証をはじめとする関係帳票の出力等、業務の効率化を図っている。また、飼い犬データをシステムで管理する等、市民生活に直結した業務に寄与している。

【処理業務名】

- ① 医事管理
- ② 薬事管理
- ③ 飼犬管理
- ④ 動物取扱業管理
- ⑤ 環境衛生管理
- ⑥ 食品衛生管理

○保健衛生システムで処理した主な件数（令和6年度実績）

◎保健管理システム：各種がん検診受診者数 242, 222件

　　大阪市健康診査受診者数 1, 043件

　　特定医療費（指定難病）受給者証所持者数 23, 343件

　　小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数 2, 111件

　　定期予防接種実施件数 920, 837件

◎衛生管理システム：医療施設許可届出等 5, 633件

　　犬の登録等 11, 127件

　　営業許可等 18, 059件

　　監視指導等 50, 773件

2 各種事業の集計・分析

保健事業に係る各種事業の実施状況の集計・分析を行い、各事業担当課及び各区保健福祉センターへ集計結果をフィードバックし、各種事業の運営を支援している。

○主な集計業務

◎保健師活動報告 (保健師活動単位、訪問・面接・電話件数、常設健康相談件数、個別指導件数等)

◎保健師活動関連報告 (公害、難病(指定難病)、長期療養児保健指導事業関係)

3 保健衛生情報調査研究に関する技術支援

局、保健所及び各区保健福祉センターの職員が保健衛生情報を活用し、調査研究及び事業の企画立案・評価等を実施するにあたり、専門的知識及び技術の提供を行うことにより、事業の円滑な推進を図り、担当職員の資質が向上するように技術支援を行っている。さらに市ホームページにおいて、直接市民に向けて健康情報の発信を行っている。

(1) 局、保健所及び各区保健福祉センターが実施する調査等に関して、調査実施計画の立案からデータ解析、調査報告の作成に関する技術支援を行っている。

所 属	件 数	時間 (分)
区	1	890
局	2	1, 155
保健所	2	5, 920
事業所等	0	0
合 計	5	7, 965

(2) 各種学会発表に関する技術支援

学会発表に関して、データのまとめ方、演題抄録作成方法等の技術支援を行っている。

所 属	件 数	時間 (分)
区	7	2, 600
局	0	0
保健所	7	3, 120
事業所等	0	0
合 計	14	5, 720

日本公衆衛生学会総会については、演題発表がより効果的なものとなるように予演会を開催している。

【第83回 日本公衆衛生学会総会 予演会】

令和6年10月4日（金） 発表演題7題

（3）各種保健衛生情報の収集及び発信

各種保健衛生に関する最新の情報を収集・分析・加工し、保健福祉センター等へ情報提供し、地域の実情や特性に沿った事業に反映させることにより市民に還元し、市民の健康づくりに寄与している。さらに、保健衛生情報の既存のデータを駆使し保健サービスの一環として、市ホームページを活用した市民への健康情報の発信を行っている。

- 保健衛生にかかる概況（保健衛生データからみる大阪市と各区の概況）
- 保健衛生データライブラリ
- ちょっと見てみよう！大阪市民の健康情報（市ホームページ 大阪市民の健康情報）

（4）保健衛生統計講習会

保健衛生事業に従事する職員を対象に、厚生統計の基礎的な知識や保健衛生情報の正しいデータ処理方法等に関する講習を行い、事業の企画立案や評価分析に資する知識と技術を提供している。

『事業に活かすアンケート調査方法』

〈講義編〉

- 内 容：「アンケート調査を行うための理論・手法に関する講義」
「アンケート調査結果のまとめ方に関する講義」

〈P C演習編〉

- 内 容：「アンケートの集計・分析1（検定編）」
「アンケートの集計・分析2（ピボットテーブル編）」

〈開催日〉

令和6年7月30日（火）終日、8月2日（金）終日

〈参加者〉

延べ46名

『事業に活かすアンケート調査方法』(P C 演習編)

内 容：「保健衛生データの検索方法」

「グラフの作成方法」

〈開催日〉

令和6年11月19日（火）午前、11月19日（火）午後、
11月21日（木）午後

〈参加者〉

延べ47名

（5）疫学や統計に関する基本知識等の提供

保健事業に従事する職員に対し、疫学や統計に関する知識や調査研究の具体的な方法をわかりやすく伝えることを目的にリーフレットを作成し、府内ポータルに掲載している。

- 「疫学研究ってなに？」 v o l. 1～v o l. 7
- 「統計学を学ぼう！」 v o l. 1～v o l. 6

（6）「大阪市における保健衛生事業に関するデータ取扱指針」

市民の健康保持増進・公衆衛生の向上を目指し積極的かつ効果的なデータ活用を図るために、保健衛生施策の推進に寄与することを目的とした調査分析又は疫学研究を実施するにあたってのデータの取扱いにかかる基本的な考え方等を示した「大阪市における保健衛生事業に関するデータ取扱指針」を策定し、府内ポータルに掲載している。

4 衛生教育事業

地域保健事業に関する考え方の普及及び公衆衛生の向上と市民の健康の保持・増進を目的として、地域住民又は特定集団に対して衛生教育事業を実施するに当たり、パソコン・プロジェクト等の衛生教育機器の貸し出し、保健統計をはじめとする図書・CD等の貸し出し、衛生教育用のポスター・パネルの印刷等を行っている。

第3章 医務部門

医療事故や医療過誤、院内感染事故といった事象が相次ぐなか、市民の医療機関に対する信頼感、医療安全に対するニーズも年々高まる中で、医療機関に対する一層の指導・監督が求められている。

また、少子・高齢化の進展など社会構造の急速な進展や食生活習慣の変化により、慢性疾患（癌死亡等）が増大しており、医師不足、看護師の確保などの問題もかかわり、市民の医療に対するニーズも多様化する中で、医療現場もそのニーズに応える必要性や緊急性が従前に増して求められている。

これまでも、病床機能報告制度、地域医療構想、医療事故調査制度などの改正が実施されており、また、地域医療連携推進法人制度の創設や医療法人制度の見直しが行われるなど、医療を取り巻く環境も今後大きく変化しようとしている。

本市においても、市民の医療ニーズに応えるため、立入検査等の一層の充実をはかり、市民が安心して医療を受けることができるような体制づくりと、引き続き医療法をはじめとした関連法令の遵守を関係機関に指導強化を図る。

第1節 医療法関係事務

「医療法」に基づく病院の許可や届出及び診療所（一般・歯科）・助産所の許可や届出並びに医療法人に対する認可や届出、「あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律」及び「柔道整復師法」に基づく施術所の届出、「歯科技工士法」に基づく歯科技工所の届出、「臨床検査技師等に関する法律」に基づく衛生検査所の登録などの事務を行っている。

（医療法人に対する認可や届出以外の申請等の受付は各区保健福祉センターで行っている。）

なお、放射線関係の届出については、第6章第2節に記載している。

1 医務関係許可・届出等件数

医療法等の規定に基づき、病院・診療所等の開設許可・届出を中心に戸籍を行っている。

届出の受理件数は、許可・届出を合わせて病院で495件、一般診療所で2,289件、歯科診療所で465件、あん摩・はり・きゅう・柔道整復等の施術所で2,250件の届出等を受付、処理している。

医務関係許可・届出等件数

(令和6年度)

区名	許可				届出						登録
	病院	一般 診療所	歯科 診療所	助産所	病院	一般 診療所	歯科 診療所	助産所	施術所	歯科 技工所	衛生 検査所
北	77	162	9	2	17	421	51	8	232	4	0
都島	26	7	3	0	1	46	13	3	84	1	0
福島	24	16	3	2	3	50	23	4	69	0	0
此花	7	11	0	0	0	26	3	0	32	3	0
中央	22	81	6	0	6	322	38	1	273	5	0
西	14	24	1	0	5	90	29	6	118	3	1
港	2	7	0	0	2	24	10	1	42	2	0
大正	10	6	0	0	2	21	3	1	29	0	0
天王寺	29	18	3	1	10	77	15	2	118	2	0
浪速	5	7	0	0	2	38	9	1	37	0	0
西淀川	10	16	0	0	2	32	9	1	60	0	1
淀川	13	25	3	0	2	84	26	2	104	7	0
東淀川	6	10	0	0	2	82	19	0	97	10	0
東成	4	9	2	0	2	54	5	3	82	4	0
生野	19	10	5	1	10	37	21	2	88	0	0
旭	3	3	4	0	4	18	13	0	55	1	0
城東	14	10	3	0	7	70	17	6	89	12	0
鶴見	18	6	2	0	1	28	11	1	55	0	0
阿倍野	22	11	3	0	8	72	19	3	98	0	0
住之江	10	7	2	1	1	34	20	6	44	0	1
住吉	13	6	1	0	2	49	20	0	159	4	0
東住吉	4	7	1	1	4	35	8	4	104	1	0
平野	29	10	0	0	6	63	30	4	129	4	0
西成	9	2	0	0	6	45	2	1	52	0	0
合計	390	471	51	8	105	1,818	414	60	2,250	63	3

2 医療法人関係事務

これまで大阪府が行っていた、医療法人の認可に係る事務のうち、主たる事務所が大阪市内にあり、病院、診療所及び介護老人保健施設などすべての事業を大阪市内で行っている医療法人については、平成22年10月1日からその認可事務等が大阪市に移譲された。

医療法に基づく、医療法人の設立及び定款変更等の認可や各種届出の受理をはじめ、医療法人運営に係る指導・監督を行っている。

医療法人の設立認可等及び指導・監督実績

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

番号	事務名	令和6年度 件数
①	医療法人の設立認可	46
②	合併の認可	0
③	解散の認可	9
④	定款、寄附行為の変更認可	104
⑤	その他の認可（理事数の例外認可等）	4
⑥	各種届書の提出（決算届等）	5612
⑦	書類の閲覧	546

当初（平成22年10月1日）移譲を受けた医療法人数

① 病院医療法人 90法人

うち 社会医療法人 5法人、特定医療法人 4法人、特別医療法人 なし

② 診療所医療法人 1,208法人

令和6年3月末現在所管している医療法人数

① 病院医療法人 69法人

うち 社会医療法人 13法人、特定医療法人 1法人、特別医療法人 なし

② 診療所医療法人 1,724法人

3 医務免許関係取扱件数

医師や看護師等の医療従事者の免許申請については、法定で都道府県知事を経由することになっており、本市も大阪府からの業務委託を受け、各種受付・経由事務を行っている。

免許関係の処理件数は、医師・歯科医師 575 件、保健師・助産師・看護師 3,182 件であり、その他の処理件数は下記のとおりである。

医務免許関係取扱件数

(令和6年度)

区分	総数	免許申請	書換交付	再交付	籍抹消	その他
総 数	4,521	2,263	2,035	156	61	6
医師法	441	203	184	19	35	0
歯科医師法	134	55	46	10	23	0
保健師助産師看護師法	3,182	1,519	1,555	101	3	4
診療放射線技師法	93	61	30	2	0	0
臨床検査技師等に関する法律	117	64	50	3	0	0
理学療法士及び作業療法士法	500	330	151	19	0	0
視能訓練士法	41	20	19	2	0	0
母体保護法(受胎調節実地指導員指定証)	13	11	0	0	0	2
死体解剖保存法 (認定医)	0	0	0	0	0	0

第2節 医療施設等

1 医療関係施設数

市内には医療法関係施設として、病院 172か所、一般診療所 3,911か所、歯科診療所 2,172か所、助産所 192か所がある。

人口当たりの施設数を全国平均と比較してみると、病院数はほぼ全国平均並みであるのに対して、一般診療所数は全国の指定都市中最も多く、歯科診療所数も東京都区部に次ぐ数となっている。

人口 10万対医療施設数(全国・指定都市)

(令和5年10月1日現在)

	病院	一般診療所	歯科診療所
大阪市	6.2	134.8	78.8
全国平均	6.5	84.4	53.7
東京都区部	4.3	118.8	84.5
札幌市	10.1	72.7	60.1
仙台市	5.1	86.5	54.6
さいたま市	2.9	76.5	51.0
千葉市	4.9	73.2	56.0
横浜市	3.4	84.9	56.2
川崎市	2.5	68.6	48.1
相模原市	4.8	62.5	49.1
新潟市	5.4	84.3	62.2
静岡市	4.0	82.0	50.4
浜松市	4.1	83.3	48.2
名古屋市	5.2	97.6	61.3
京都市	6.6	112.4	54.3
堺市	5.3	91.6	56.7
神戸市	7.3	109.5	59.9
岡山市	7.8	87.3	58.2
広島市	6.9	101.8	56.9
北九州市	9.8	102.7	68.2
福岡市	7.0	103.0	63.5
熊本市	12.3	88.6	54.6

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」、「柔道整復師法」に基づく施設として、[あん摩・はり・きゅう院]、[柔道接骨院]などの施術所が 6,183 か所。また、歯科技工所 461 か所届出がなされている。

衛生検査所が 25 か所登録されている。

医務関係施設数

(令和7年3月31日現在)

	病院	一般 診療所	歯科 診療所	助産所	施術所	技工所	検査所
北	11	568	218	17	550	26	1
都島	9	130	71	10	226	16	1
福島	6	108	64	11	191	9	1
此花	3	60	29	1	90	9	0
中央	8	517	255	8	568	33	3
西	8	153	109	8	277	28	3
港	3	73	40	2	125	4	0
大正	3	65	37	3	105	12	0
天王寺	7	183	91	11	250	22	3
浪速	4	85	52	1	138	17	1
西淀川	5	65	50	3	126	7	1
淀川	8	206	128	13	345	59	3
東淀川	4	161	94	8	292	24	3
東成	8	99	60	9	202	22	0
生野	17	148	83	9	361	15	1
旭	7	101	64	7	180	16	0
城東	8	170	96	15	314	24	2
鶴見	7	83	66	6	152	8	0
阿倍野	7	194	102	15	277	19	0
住之江	4	113	78	8	216	12	1
住吉	7	163	110	7	372	30	0
東住吉	7	137	80	10	306	17	0
平野	10	207	125	9	317	24	1
西成	11	122	70	1	203	8	0
合計	172	3,911	2,172	192	6,183	461	25

2 医療施設別病床数

市内の病院の病床種別ごとの病床数は、一般病床が24,934床、療養病床が5,639床、精神病床が219床、結核病床が39床、感染症病床が33床となっている。

また、診療所の病床は一般診療所が611床となっている。

一般病床、療養病床についての医療計画上の基準病床数は21,919床なので、8,654床の過剰となっている。

医療施設別病床数

(令和7年3月31日現在)

区名	病院					一般診療所		歯科診療所
	一般	療養	精神	結核	感染症	一般	療養	歯科
北	3,203	265	0	0	0	38	0	0
都島	1,672	164	55	0	33	42	0	0
福島	1,235	86	0	0	0	11	0	0
此花	429	150	0	0	0	10	0	0
中央	1,734	0	0	0	0	26	0	0
西	1,189	112	0	0	0	19	0	0
港	325	216	0	0	0	36	0	0
大正	490	95	50	0	0	32	0	0
天王寺	1,866	98	42	0	0	17	0	0
浪速	727	140	0	0	0	0	0	0
西淀川	667	215	0	0	0	3	0	0
淀川	804	216	0	39	0	41	0	0
東淀川	829	52	0	0	0	7	0	0
東成	601	259	0	0	0	16	0	0
生野	1,206	642	0	0	0	47	0	0
旭	336	213	0	0	0	38	0	0
城東	1,302	36	0	0	0	58	0	0
鶴見	557	102	0	0	0	12	0	0
阿倍野	1,437	242	38	0	0	13	0	0
住之江	659	171	0	0	0	28	0	0
住吉	1,271	955	34	0	0	12	0	0
東住吉	711	159	0	0	0	25	0	0
平野	881	401	0	0	0	29	0	0
西成	803	650	0	0	0	51	0	0
合計	24,934	5,639	219	39	33	611	0	0

第3節 立入検査等

医療法に基づく立入検査は、病院・診療所（歯科を含む）が医療法その他法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、病院や診療所が適正な医療を行う場にふさわしいものとすることを目的に実施している。

病院については、原則として年に1回、病床を有する診療所及び人工透析を実施する診療所については、原則として3年に1回実施している。検査にあたっては、病院の管理・薬事・放射線管理・栄養業務など専門性が要求されていることから、医師、薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、栄養士および事務職員で実施している。

また、その他の無床診療所、助産所、施術所、歯科技工所については、開設時や医療法に違反又はその疑いがあった場合などに隨時立入検査を行っている。

令和6年度については、令和6年5月31日付け医政発0531第7号厚生労働省医政局長通知に基づき、立入検査を実施した。

1 病院立入検査結果

令和6年度は、市内173か所の病院に対して立入検査を実施したが、そのうち1か所の施設において不適合事項があった。不適合事項の内訳は、医療従事者の不足が1件あった。これらについては、文書で通知を行い、改善報告書(改善計画書)の提出を求めるとともに、その改善に向けて必要な指導を行った。

病院立入検査結果

(令和6年度)

区名	立入 検査数	不適合 事項の ある 病院数	不適合事項							
			医療 従事者	管理	帳票 記録	感染性 廃棄物	防災 体制	放射線 管理	医療 安全	業務 関係
北	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都島	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
此花	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大正	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天王寺	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浪速	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西淀川	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
淀川	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東淀川	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東成	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生野	17	1	1	0	0	0	0	0	0	0
旭	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
城東	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鶴見	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿倍野	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住之江	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住吉	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東住吉	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平野	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西成	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	173	1	1	0	0	0	0	0	0	0

2 医療施設（病院を除く）立入検査数

診療所については、原則として有床診療所（人工透析含む）に対して3年に1回立入検査を行うこととしているほか、開設時の現地調査も行っている。

また、衛生検査所については、原則として2年に1回立入検査を行っている。

施術所や歯科技工所に対する立入検査は主に開設時の現地調査である。

医療施設立入検査数(病院を除く)

(令和6年度)

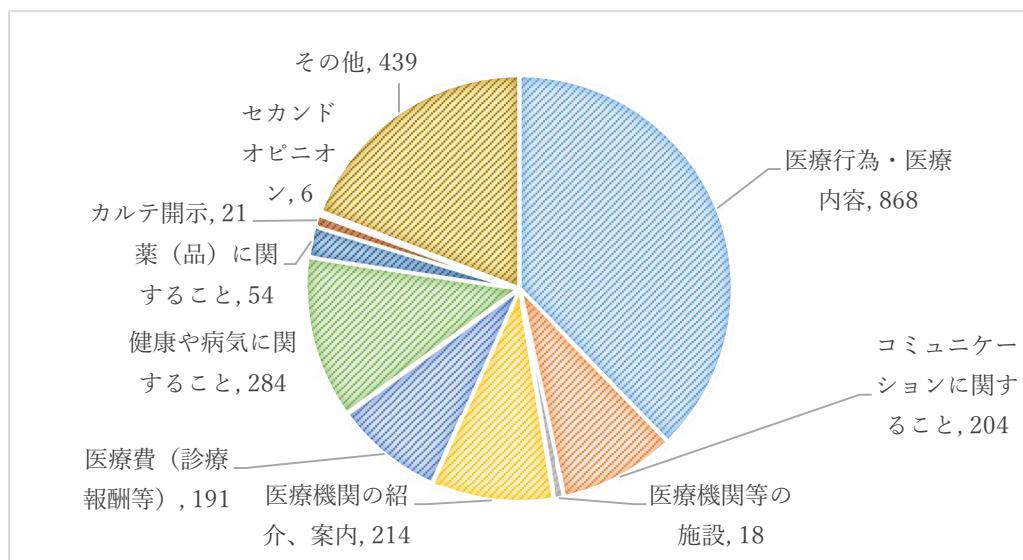
区名	立入 検査数	一般 診療所	歯科 診療所	助産所	施術所	歯科 技工所	衛生 検査所
北	244	198	10	1	35	0	0
都島	29	8	3	0	18	0	0
福島	33	21	4	0	8	0	0
此花	13	9	0	0	3	1	0
中央	180	121	9	0	49	1	0
西	68	37	7	1	19	2	2
港	15	8	3	0	3	1	0
大正	13	8	2	0	3	0	0
天王寺	51	27	8	0	11	2	3
浪速	25	14	1	0	9	0	1
西淀川	25	14	0	0	10	0	1
淀川	56	29	7	0	16	2	2
東淀川	36	17	3	0	13	1	2
東成	21	14	2	0	5	0	0
生野	45	14	10	0	20	0	1
旭	23	9	5	0	8	1	0
城東	42	13	7	0	18	4	0
鶴見	23	8	4	0	11	0	0
阿倍野	46	21	9	1	15	0	0
住之江	20	9	3	0	7	0	1
住吉	30	9	3	0	17	1	0
東住吉	31	11	3	0	17	0	0
平野	38	17	5	0	15	0	1
西成	22	5	0	0	17	0	0
合計	1,129	641	108	3	347	16	14

第4節 苦情・相談

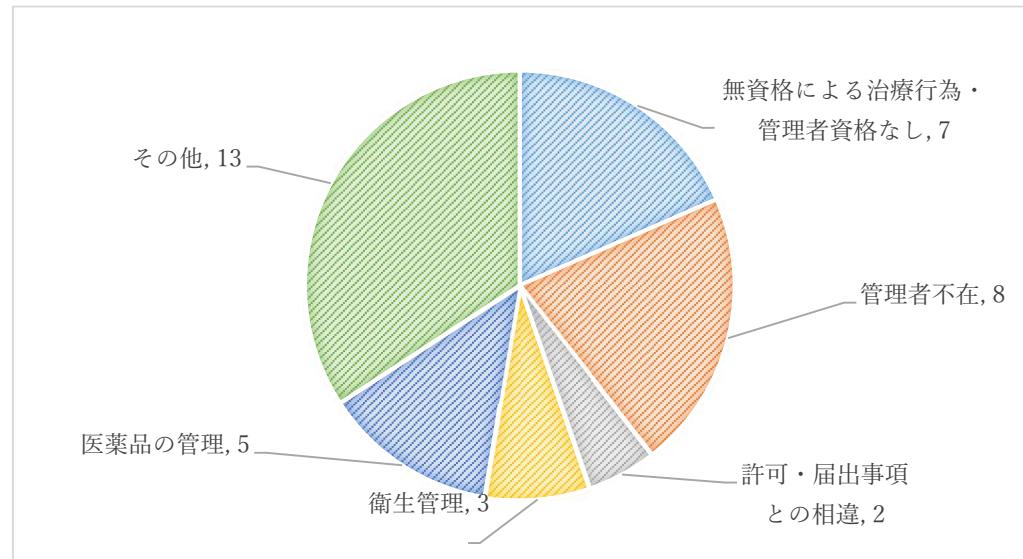
平成16年4月から、市民の方の医療内容等に関する悩みや相談等に対応するための「医療の安全を支援する相談窓口（患者ほっとライン）」を開設している。

令和6年度において、市民の方から寄せられた医療機関等への苦情（提言を含む）や相談（問合せを含む）は延べ2,326件である。通報・苦情により医療機関等へ立入検査を行い指導・処理した件数は38件で、管理者不在が8件、無資格者による医療行為の疑いのあるものが7件、医薬品の管理が5件、衛生管理が3件、許可・届出事項との相違が2件、その他が13件である。

〔電話等による主な苦情・相談の件数とその内容〕



〔通報・苦情による立入検査の件数とその内容〕



第4章 感染症対策部門

第1節 感染症対策事業

1 感染症

感染症の発生の予防及びまん延の防止のため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「法」という。)に基づき、感染症発生時に各区保健福祉センターが実施する防疫対策のとりまとめ、各区保健福祉センター間及び他都市・他機関との連絡調整を行っている。

また、感染症の発生動向に関する情報の収集・分析、各種統計の作成及び疫学調査等による二次感染防止やまん延防止対策を実施している。新興感染症である中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ等については発生に備えてガイドライン等の策定を行っている。

さらに、大阪市ホームページや感染症予防啓発ビラなどにより市民への感染症に対する知識の普及啓発を図っている。

(1) 感染症類型

感染症類型	主な対応	医療体制	医療費負担
一類感染症	原則として入院	第1種感染症指定医療機関	医療保険適用残額は原則として公費で負担(ただし入院のみ)
二類感染症	状況に応じ入院	第2種感染症指定医療機関	
三類感染症	特定業務への就業制限		
四類感染症	動物・物件に係る措置	一般の医療機関	医療保険適用(自己負担あり)
五類感染症	発生動向の把握・情報提供		
新型インフルエンザ等感染症	原則として、一～三類感染症に準じた対応を行い、必要に応じて外出自粛の協力要請等		
指定感染症	新型インフルエンザ等感染症及び一～三類感染症以外で緊急の対応の必要が生じた感染症についても「指定感染症」として、政令で指定し、1年以内の期間(更に1年に限り延長可)で一～三類感染症に準じた対応を行う		
新感染症	原則として入院	特定感染症指定医療機関	全額公費(医療保険適用なし)

(2) 感染症発生届出状況

法第12条に基づき一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保持者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者(厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保持者を含む)及び新感染症にかかると疑われる者を診断した医師は、最寄りの保健福祉センターに届け出こととなっている。

なお、一類感染症・二類感染症(結核は除く)、新感染症の届出はなかった。
三類感染症の届出状況は次のとおりである。

(令和6年度届出受理件数)

	三類感染症					
	総数	コレラ	細菌性 赤痢	腸 チフス	パラ チフス	腸管出血性 大腸菌感染症
合計	104	0	1	2	1	100
()は保菌者再掲	(32)	(0)	(1)	(0)	(0)	(31)
(再掲) 渡航歴あり	9 (1)	(0)	1 (1)	2 (0)	1 (0)	5 (0)

(3) 感染症患者医療費等公費負担事業

入院勧告または入院措置を行った際に、患者等からの申請により、医療に要する費用を公費負担している。

(4) 感染症診査協議会

72時間を超える10日間以内の入院勧告や入院措置、その後さらに必要と認められる場合の
10日間以内の入院延長に関する必要な事項を審議する。

(5) 感染症情報のホームページを通しての公表

大阪市ホームページ内で、随時感染症に対する正確な情報を広く市民に公表し、感染症の未然防止に活用している。

(6) 感染症発生動向調査事業

感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の提供・公開により、これらの疾患に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及び蔓延を防止するとともに、病原体情報を収集、分析することで、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を立案する。

(7) 各種感染症等対策

各種感染症に対応するため、関係機関との連携、情報提供、医療提供体制、検査体制、連絡体制の確立・強化を図り、また感染症に関する調査及び研究体制を一層強化し、迅速かつ適切な危機管理を推進するとともに、様々な感染症に関する正しい知識と対応策について普及啓発を行っている。

さらに、啓発用ビラの配布などにより正確な知識と予防策についての普及啓発を行っている。

(8) 肝炎ウイルス検査

20歳以上の市民であり、かつ過去に肝炎ウイルス検査（大阪市が実施する検査に限らない）を受けたことがない方を対象に、平成30年4月から市内取扱医療機関でB型・C型肝炎ウイルス検査を無料で実施している。

(9) 風しん対策

ア 風しん抗体検査事業

「妊娠を希望する女性」「妊娠を希望する女性の配偶者」「妊婦の配偶者」のいずれかに該当する方を対象に、平成31年度から市内取扱医療機関で風し

ん抗体検査を無料で実施している。なお、令和6年4月より「妊娠を希望する女性の同居者」「妊婦の同居者」を対象に追加している。

イ 風しんワクチン接種費用助成事業

風しん抗体価が低い「妊娠を希望する女性」「妊娠を希望する女性の配偶者」「妊婦の配偶者」のいずれかに該当する者を対象に、先天性風しん症候群を予防するための対策として、平成26年度から風しんワクチン接種費用の助成を行っている。なお、令和6年4月より「妊娠を希望する女性の同居者」「妊婦の同居者」を対象者に追加している。

ウ 第5期風しん定期接種

風しんの発生状況等を踏まえ、これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性について、風しんの感染拡大防止のため、令和7年3月末まで抗体検査及び予防接種を行ったが、MRワクチンの供給が不安定となっていた状況により、令和6年度内に接種できない者がいると見込まれたため、令和7年3月末までに接種ができなかった者（令和7年3月末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分であった上記対象年代の者に限る）について、接種期間を令和9年3月末まで延長している。

（10）新興・再興感染症対策

令和4年12月に改正された法により、平時から新興感染症への備えを進めるとともに、有事には感染フェーズに応じて機動的に対応できるよう、国が策定する「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」及び都道府県が策定する感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下「予防計画」という。）の記載事項を充実させるほか、保健所設置市においても予防計画の策定が義務付けられ、令和6年3月に「大阪市感染症予防計画」を策定した。

本計画に基づき、大阪府、他の市町村、医療機関、医療関係団体、高齢者施設等とのネットワークが有効に機能するよう連携に努め、行政、施設、市民等が感染症への対応力向上につながる取組みを進めるとともに、検査体制、人材の養成及び資質の向上、保健所の体制整備について数値目標を設定し、感染症危機等への対応可能な保健所体制等を構築することで、感染症の発生の予防及びまん延の防止に取り組んでいる。

2 予防接種

大阪市では、予防接種法に基づき、市民を対象に接種率の向上による免疫効果の確保を図るとともに疾病の発生・まん延を予防するため、各種予防接種を実施している。

また、造血細胞移植により移植前の予防接種の効果が期待できない方に対する任意予防接種（再接種）の費用助成を行っている。

（1）予防接種制度

予防接種法は、感染の恐れがある疾病的発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上・増進に寄与することを目的として昭和23年に施行された。

その後、感染症の発生状況や予防接種に対する国民の意識の変化等をふまえ、予防接種の対象疾病、実施方法を改めるとともに、予防接種による健康被害についての救済措置の充実をはかることを内容とした改正が、平成6年10月に行われた。

改正予防接種法の基本的な考え方は、社会防衛を図るという従来の目的に加えて、疾病予防に極めて有効な予防接種を行うことにより、個人の健康増進を図るという、個人防衛を重視したものとなっており、それまでの義務接種から予防接種を理解した上で接種を受ける勧奨接種へと変更された。

なお、予防接種による副反応防止等の観点から、従来行われてきた集団接種から、かかりつけ医のもとで行う個別接種への変更が求められた。

大阪市では、平成7年4月から、予防接種法に定める定期の予防接種に規定されている疾病のうちポリオとBCGを除く疾病(ジフテリア・百日せき・破傷風・麻しん・風しん・日本脳炎)の予防接種を市内委託医療機関において実施している。

平成13年11月の予防接種法一部改正により、高齢者に対するインフルエンザ予防接種についても、市内委託医療機関及び委託介護老人保健施設、福祉施設(入所者のみ)において実施している。

マウス脳由来の日本脳炎ワクチン接種後に重篤な副反応が発生したことから、平成17年5月に日本脳炎ワクチン接種の積極的な接種勧奨を差し控えるよう勧告があり、大阪市においても小学校での予診票等の配付等の勧奨を差し控えた。

平成18年4月の予防接種法一部改正により、麻しん、風しん単抗原ワクチンの予防接種にかわってMRワクチン(麻しん風しん混合ワクチン)が定期の予防接種となつた。(6月には麻しん風しん単抗原ワクチンも接種可能となつた)

また、接種対象年齢についても1期(生後12月～24月)と2期(小学校就学前1年間)に変更された。大阪市では、この改正により旧制度の対象者で平成18年4月以降接種対象から外れる者に対して、平成18年度中は接種できるよう経過措置を実施した。

平成20年度から5年間の時限措置として3期(中学1年生に相当する年齢の者)、4期(高校3年生に相当する年齢の者)が追加された。大阪市においては、平成20年度は4期対象者に、平成21～23年度は2期、3期、4期対象者に対して個別に予診票及びお知らせビラを送付した。

平成21年6月から「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」が定期の日本脳炎第1期予防接種に位置づけられ、平成22年度から日本脳炎予防接種の積極的な勧奨を再開した。

平成22年8月の予防接種実施規則改正により、日本脳炎第2期対象者への接種勧奨を差し控えていたことに対する特例措置として、第1期の未接種分についても定期の予防接種として接種できるようになった。

平成23年5月20日の予防接種法施行令等改正により、平成7年6月1日から平成19年4月1日までに生まれた者のうち20歳未満の者について、日本脳炎の定期予防接種の対象者とすることが定められた。

平成24年9月から不活化ポリオ、平成24年11月から4種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)ワクチンが定期の予防接種となり市内委託医療機関において実施している。

平成25年3月30日付け予防接種法一部改正により、平成25年4月からヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンが定期の予防接種として位置づけられた。なお、これらのワクチンについては、国の緊急経済総合対策として子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が平成22年度補正予算に計上されたことから、大阪市においても平成23年2月1日から無料接種事業を実施していた。

平成26年7月の予防接種法施行令等改正により、平成26年10月から水痘ワクチン・高齢者用肺炎球菌ワクチンが定期の予防接種として位置付けられた。

平成28年6月の予防接種法施行令等改正により、平成28年10月からB型肝炎ワクチンが定期の予防接種として位置付けられた。

令和2年1月の予防接種法施行令等改正により、令和2年10月からロタウイルスワクチンが定期の予防接種として位置付けられた。

令和2年3月、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、地域の実情に応じ、接種のための受診による感染症への罹患リスクが、予防接種を延期することによるリスクよりも高いと考えられると市町村が判断し、やむを得ず規定の接種期間を超えて定期接種を行った者については、長期療養により定期接種の機会を逃したものに該当するものと取り扱って差し支えないと通知した。

大阪市においても、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国の緊急事態宣言により影響を受けた方について、定期予防接種の接種期間を延長することとし、令和2年4月7日～令和2年8月31日に接種期限が到来している方について、令和3年3月31日まで接種期限を延長した。

以降、隨時延長を行っていたが、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更されることに伴い延長措置を終了することとし、接種期限を令和7年5月7日までとした（ただし、高齢者肺炎球菌については令和6年5月7日まで）。

令和2年10月23日付け「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」の厚生労働省健康局長通知を受け、令和6年3月31日までの間、新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種を実施した。

令和6年4月の予防接種法政省令の改正により、令和6年4月から5種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブワクチン）ワクチン及び高齢者に対する新型コロナウイルス感染症が定期の予防接種として位置付けられた。なお、新型コロナウイルスワクチンについては、令和6年10月より定期接種を実施している。

また、平成26年10月より定期接種として実施している高齢者用肺炎球菌ワクチンでは、対象者について、65歳の者に加え、経過措置として70歳から5歳ごとの年齢の者も対象としていたが、令和6年3月31日で当該措置が終了となり、令和6年4月以降、65歳の者のみとなった。

令和7年4月の予防接種法政省令の改正より、帯状疱疹ワクチンが定期接種として位置づけられ、対象者については、65歳の者に加え、経過措置として令和11年度までの5年間は、70歳から5歳ごとの年齢の者等も対象として接種を実施している。

（2）健康被害救済制度

予防接種の副反応により、まれにではあるが健康被害が発生することから、副反応防止のために調査研究を進めるとともに、万一健康被害を受けた場合には、予防接種法に基づく救済措置として、医療費、医療手当、障害年金等の給付を行っている。

なお、任意接種による健康被害については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による救済の対象となっている。

（3）造血細胞移植後等の任意予防接種費用助成事業

造血細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植又は臍帯血移植）または化学療法の医療行為により、過去に接種した予防接種法に基づく定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、医師が必要であると認めたワクチンの任意予防接種（再接種）を行う者に対し、平成30年度から接種費用の助成を行っている。

なお、化学療法の医療行為による再接種費用の助成は令和6年4月から行っている。

予防接種の実施件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
DPT (ジフテリア・百日せき・破傷風)	55	52	33
DPT-IPV (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	72,918	75,565	23,855
DT (ジフテリア・破傷風)	11,771	11,352	12,167
急性灰白髄炎 (不活化ポリオ)	64	64	47
MR (1期) (麻しん・風しん)	18,185	17,668	16,692
MR (2期) (麻しん・風しん)	18,052	17,235	17,423
MR (3期) (麻しん・風しん)	-	-	-
MR (4期) (麻しん・風しん)	-	-	-
麻しん	1	-	-
風しん	2	-	5
日本脳炎(1期)	57,567	50,117	50,496
日本脳炎(2期)	18,254	14,822	14,393
日本脳炎(経過措置)	689	355	265
インフルエンザ	416,453	363,152	332,765
ヒブ	73,354	71,309	21,399
小児用肺炎球菌	73,514	71,510	69,707
子宮頸がん予防	24,578	25,332	74,096
水痘	34,540	34,368	34,035
高齢者用肺炎球菌	17,405	21,236	4,226
B型肝炎	55,192	53,605	52,213
ロタリックス	25,875	22,120	21,607
ロタテック	15,884	19,720	19,341
DPT-IPV-Hib (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ)	-	75,560	47,986
新型コロナウイルス	-	-	106,535

3 エイズ

我が国におけるHIV感染者・エイズ患者年次別報告数は平成20年をピークにそれ以後減少していたが、近年増加に転じている。本市においても平成22年をピークに同様の傾向であったが令和6年より増加に転じている。本市の令和6年新規HIV感染者は20～30歳代が約70%を占めており、依然として若い世代が感染者の年齢層の中心となっている。また、感染経路別に見た場合、同性間の性的接触が全体の約70%を占めている。

このような状況をふまえ、令和4年10月に策定した「第4次大阪市エイズ対策基本指針（期間：令和4年10月～令和9年9月）」に基づき、令和6年度については次のような事業を実施した。

※「第4次大阪市エイズ対策基本指針」における大目標

今後5年間でエイズ患者報告数を15%減少させる。(令和8年目標値：16人以下←令和6年：18人)

(1) 正しい知識の普及啓発

ア 広域的な普及啓発

① 本市ホームページ・SNS・啓発媒体の充実

(ホームページ閲覧数：117,899回)

X (旧ツイッター) フォロワー：602人)

イ ターゲット層への普及啓発

① MSM対象

・男性間で性的接触を行う者 (MSM: Men who have sex with menの略) 向け広報紙

「南界堂通信」を発行

配付場所：堂山・難波・新世界の商業施設等

内容：HIV・性感染症に関する情報、HIV検査情報他

② 性風俗産業従事者対象への普及啓発

・関係団体と連携し、啓発物品の提供や関係団体が運営する情報サイトに掲載する記事作成への協力

・検査等の機会をとらえ、適切なコンドームの使用方法等の予防啓発

③ 薬物使用者対象

・薬物依存症への支援を行っているNGO等の団体や関係機関等から情報収集

・各区更正保護司会の保護司が集まる研修においてHIVについて情報提供

・区保護司会及び厚生保護女性会に向けて健康教育を行った。

④ 青少年対策

1) ホームページ・パンフレット・ポスター等の充実

・啓発冊子「エイズのはなし」の作成、学校等へ配布するほか、ホームページにおいてデジタルブックとして掲載

・大阪府・府内保健所設置市と共に一般向け啓発冊子「おおさかエイズ情報NOW」の作成

2) 教員、生徒等に対する正しい知識の普及啓発

・中学生・高校生・専門学校生・大学生・小学生保護者に対する健康教育を実施 (合計18回：2,624人)

・市内小・中の教職員に対する研修 (オンデマンド形式) を実施 (合計467校：840人)

⑤ 外国人対象

・多言語版 (英語・中国語・ベトナム語) で検査相談情報のリーフレットを作成し、ホームページへも掲載

・国際交流センターの外国人向けメールマガジンで6月及び12月の世界エイズデーに関する記事を多言語 (日本語・英語・中国語・韓国語) でメールおよび専用X (旧ツイッター) で発信

(令和6年の配信件数：5,958件)

ウ 職域への普及啓発・令和6年度は実施なし

エ その他

- ・大阪府・大阪市・堺市・高槻市・東大阪市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市によるエイズ予防週間実行委員会を組織し各種事業を実施
- ・「Y o u t u b e」「I n s t a g r a m」広告にて啓発動画配信、啓発・教育用資材（動画）の作成、啓発グッズの作成（ポケットティッシュ・付箋・不織布バッグの作製を行い、大阪エイズ啓発フェスティバルやFM802「F U N K Y M A R K E T」、セレッソ大阪の試合において、啓発物品を配付した。

(2) H I V検査・相談体制の充実

ア 各区保健福祉センターでの実施(6, 719件)

北区保健福祉センターでは毎週月・水・金曜日実施、夜間検査を第5金曜日に実施

中央区保健福祉センターでは毎週火・水・木曜日実施、即日検査を毎月第1金曜日に実施

淀川区保健福祉センターでは毎週月・火曜日実施

イ N P O法人「スマートらいふネット」と連携し、中央区の21心斎橋ビルで実施(大阪府と共同実施)

火曜日夜間常設検査(742件)

木曜日夜間常設即日検査(2, 063件)

土曜日常設即日検査(2, 146件)

日曜日常設即日検査(1, 938件)

ウ 個別施策層（M S M）への検査(119件)

「M A S H大阪」と連携し、北区のコミュニティーセンター「d i s t a」で実施

エ イベント検査等

令和6年度は西成区役所にて12月13日に実施(13件)

オ 各区保健福祉センター・保健所における相談(1, 001件)

※令和6年度より国への報告方法に準じて集計方法を変更した

カ カウンセラーによる相談(47件)

うち、北・中央区保健福祉センターで実施(38件)

うち、大阪市立総合医療センターなどで実施(0件)

うち、H I V検査結果陽性者への結果通知時に実施(9件)

キ 外国人に対する多言語による電話相談(大阪府と共同実施131件)

ク 国際交流センターにおける外国人H I V・性感染症相談(0件)

(3) H I V陽性者の生活支援のための保健・福祉・医療の連携強化

ア 大阪市立総合医療センターとの情報交換や事例検討会の実施

(大阪市立総合医療センター主催の定期カンファレンスに参加：8回)

イ ブロック拠点病院、大阪府、府内保健所設置市と患者の在宅支援に向けた意見交換会に参加
ウ 関西地区HIV医療者とNGO／NPO活動交流会に参加した。

エ 医療及び福祉関係者への研修の実施

(介護保険所宅支援事業向け 3回：128人、障がい福祉居宅支援事業者
2回：67人)

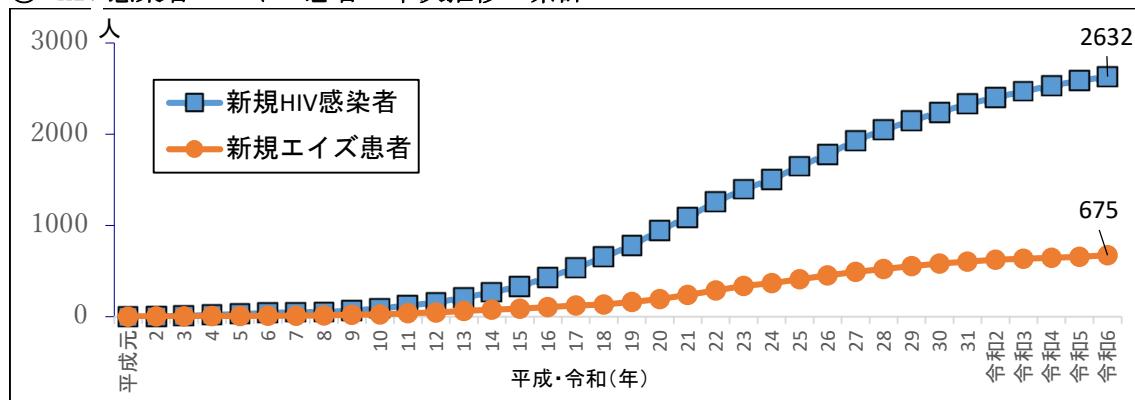
オ 医療機関向け講習会の実施

(アンケート回収数 医師・薬剤師・看護師・その他：157人)

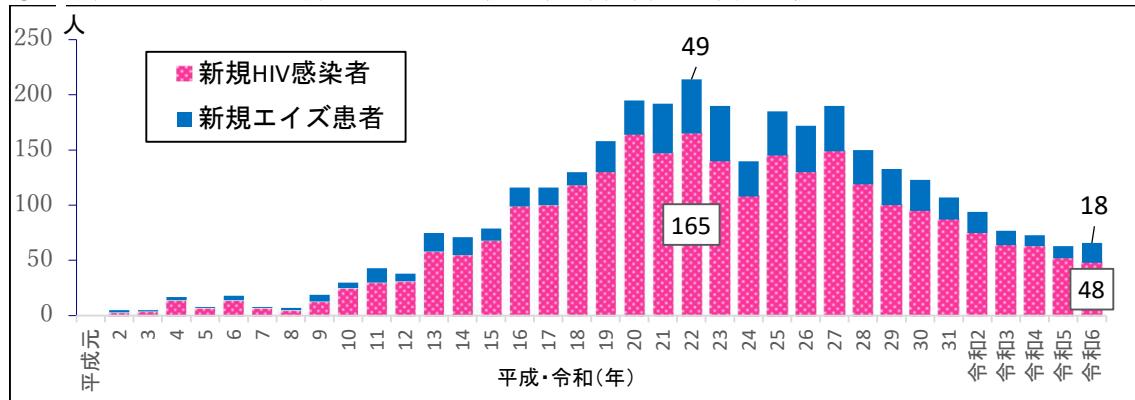
動画視聴型研修：令和7年2月15日～3月15日

大阪市におけるHIV感染の状況について(令和6年)

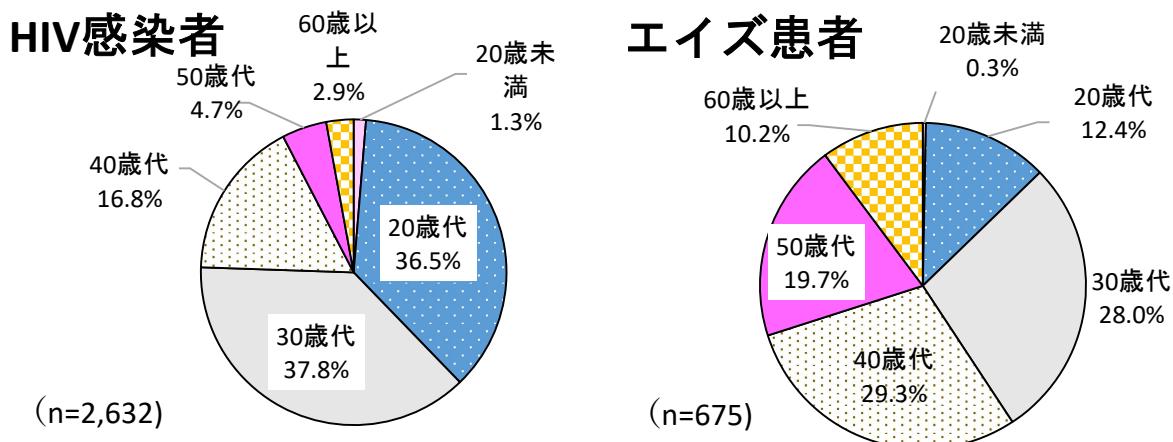
① HIV感染者・エイズ患者の年次推移<累計>



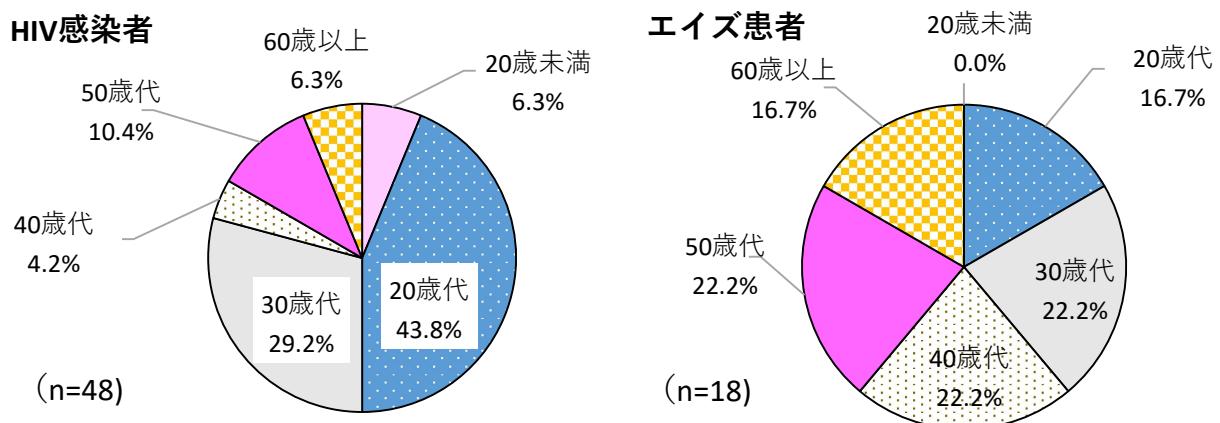
② 新規HIV感染者・新規エイズ患者報告数(単年)の年次推移



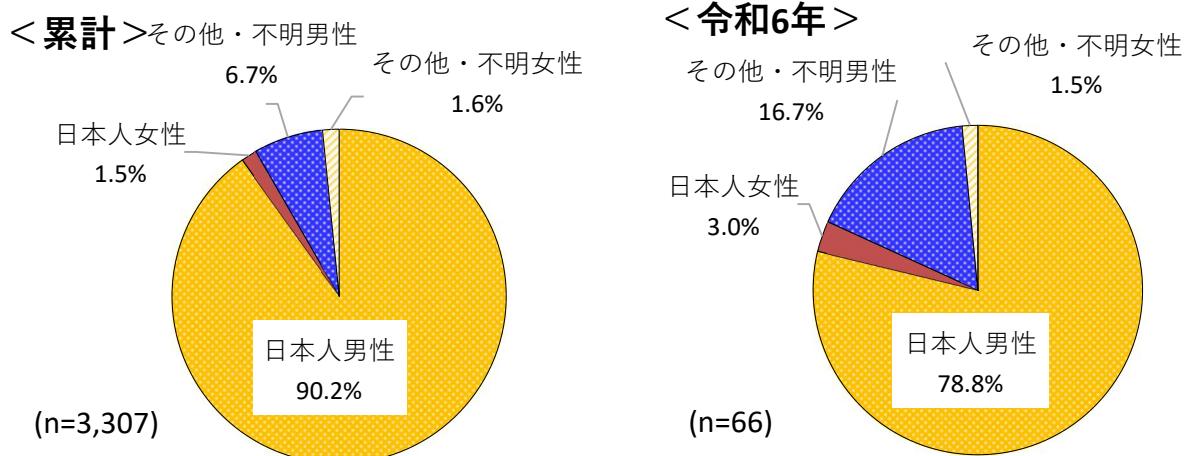
③ 年齢区分数（累計）



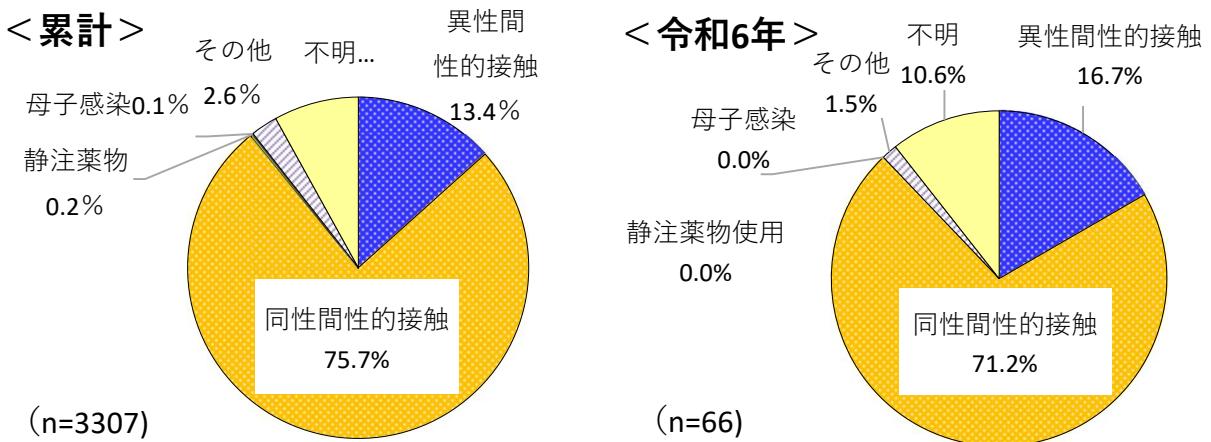
④ 年齢区分（令和6年）



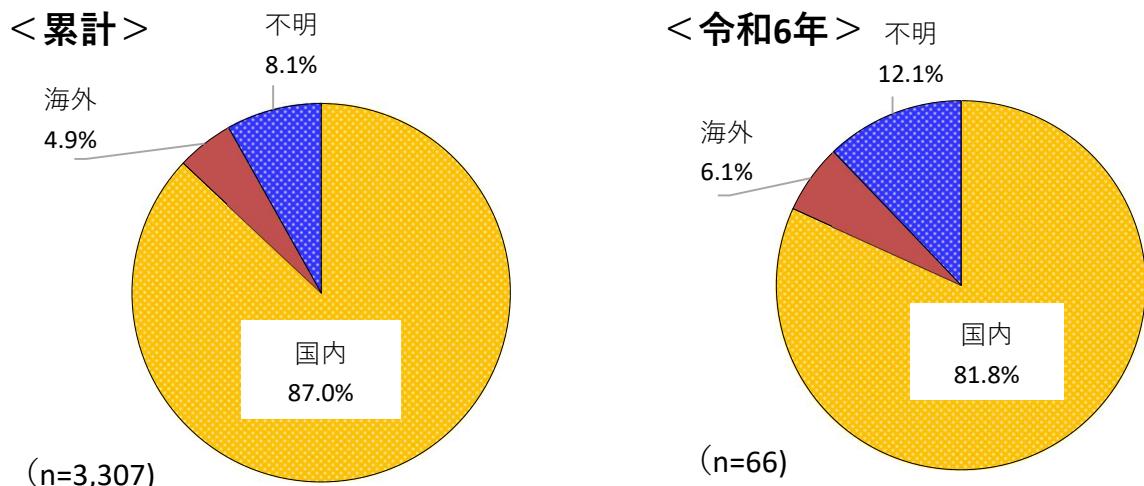
⑤ 国籍・性別（HIV感染者・エイズ患者）



⑥ 感染経路別 (HIV 感染者・エイズ患者)



⑦ 感染地域別 (HIV 感染者・エイズ患者)



4 献血推進事業

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、献血推進のため各区保健福祉センター等と連携し、献血の意義・重要性について普及・啓発し、1人でも多くの献血者を確保することを目的として啓発物品の作成・配布や啓発ポスターの掲示等による献血協力の呼びかけ、献血車の配車など各種事業を行っている。

5 各種バンク事業

「臓器の移植に関する法律」に基づく臓器提供意思表示カードの普及を図るとともに、従来から実施されているアイバンクや腎臓バンク、骨髄等バンクにおけるドナーの確保のため、普及啓発を行っている。

また骨髄等提供者（ドナー）の休業による経済的な不安の解消のため、令和3年度から骨髄等提供者（ドナー）に対する助成制度を実施している。

（申請件数 令和4年度：18件、令和5年度：27件、令和6年：20件）

第2節 結核対策事業

本市では、平成13年に策定した「大阪市結核対策基本指針」及び平成23年に策定した「第2次結核対策基本指針」に基づき結核対策に関する事業を推進してきた。その結果、本市の結核罹患率は平成10年の104.2から平成21年には49.6へと半減し、平成30年には29.3まで減少した。しかしながら、本市の結核罹患率は全国平均と比べると約2.1倍と非常に高く、政令指定都市でワースト1という状況である。

こうした現状を踏まえ、本市の結核事情のさらなる改善に向けた取り組みとして、令和3年度以降の具体的施策、目標などを定めた「第3次大阪市結核対策基本指針」を策定し、各種結核対策事業を実施している。

※「第3次大阪市結核対策基本指針」における大目標

令和7年までに本市の結核罹患率を18以下にする。（平成30年：29.3）

（1）結核健診及び予防接種

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく健康診断、IGRA検査、ツベルクリン反応検査を各区保健福祉センター及び委託医療機関などで、予防接種法に基づく結核予防接種（BCG）を委託医療機関で実施することにより、疾病の早期発見、結核の感染の防止に努めている。

ア 結核定期健康診断実施数

デジタル撮影	9, 137人
精密検査	311人

イ 結核定期予防接種実施数

BCG予防接種	17, 559人
---------	----------

ウ 結核接触者健康診断実施数

IGRA検査	1, 403人
ツベルクリン反応検査	41人
精密検査	886人

大阪市では、感染源追求と二次感染防止を目的として、接触者健診を1保健所24区保健福祉センターの体制で行っている。結核蔓延地域である大阪市にとって接触者健診は重要である。

平成20年度からは、感染診断の精度を向上させるためQFT検査（血液検査）を導入した。

また、高齢者施設等の接触者健診検討依頼件数が増加しており、事業所等における集団感染事例においても毎年発生している状況である。このことから、迅速な情報の収集、分析が必要であるため、保健所が窓口となり、各区保健福祉センターと連携をとりながら検討を行い、統一的な健診を実施している。

また、リスクグループ等への対応として、「第3次大阪市結核対策基本指針」に基づき、日本語学校等において検診車を用いて健診を実施し、結核患者の早期発見、早期治療に努めている。

大阪市保健所が関わった接触者集団健診受付件数実件数

(令和6年度)

健診依頼元		対象集団区分								
市内	他からの依頼	事業所	保育所等	小中学校	高大	専門学校・	高齢者	医療機関	その他	計
286	50	63	0	0	1	2	95	160	4	325

(2) 結核罹患者数・登録者数

大阪市では令和6年新登録患者数は487人で、結核罹患者率は人口10万人に対して17.4と非常に高い状況である。

また、令和6年末現在の結核登録者数は1,071人である。

新登録患者数・罹患者率 (人口10万対)年次別推移

	大阪市		あいりん		全国	
	新登録患者数	罹患者率	新登録患者数	罹患者率	新登録患者数	罹患者率
1976 (S 5 1)	5, 484	199. 4			97, 924	86. 6
1977 (S 5 2)	4, 826	177. 2			89, 245	78. 2
1978 (S 5 3)	4, 201	155. 6			80, 629	70. 0
1979 (S 5 4)	4, 021	149. 9			76, 455	65. 8
1980 (S 5 5)	3, 728	140. 8			70, 916	60. 7
1981 (S 5 6)	3, 278	124. 4			65, 867	55. 9
1982 (S 5 7)	3, 102	118. 3			63, 940	53. 9
1983 (S 5 8)	2, 952	112. 5			62, 021	51. 9
1984 (S 5 9)	2, 969	112. 8			61, 521	51. 2
1985 (S 6 0)	2, 860	108. 0			58, 567	48. 4
1986 (S 6 1)	2, 862	108. 3			56, 690	46. 4
1987 (S 6 2)	3, 029	114. 3	470	1236. 8	56, 496	46. 2
1988 (S 6 3)	2, 815	106. 4	460	1533. 3	54, 357	44. 3
1989 (H 1)	2, 880	109. 3	456	1520. 0	53, 112	43. 1
1990 (H 2)	2, 773	105. 7	472	1573. 3	51, 821	41. 9
1991 (H 3)	2, 871	109. 9	514	1713. 3	50, 612	40. 8
1992 (H 4)	2, 864	110. 0	581	1936. 7	48, 956	39. 3
1993 (H 5)	2, 902	112. 1	549	1830. 0	47, 437	38. 0
1994 (H 6)	2, 595	100. 8	498	1660. 0	44, 590	35. 7
1995 (H 7)	2, 583	99. 3	500	1660. 7	43, 078	34. 3
1996 (H 8)	2, 680	103. 1	570	1900. 0	42, 472	33. 7
1997 (H 9)	2, 695	103. 8	472	1573. 3	42, 715	33. 9
1998 (H 10)	2, 769	106. 7	580	1933. 3	44, 016	34. 8
1999 (H 11)	2, 938	113. 3	492	1640. 0	48, 430	38. 2
2000 (H 12)	2, 666	102. 6	423	1410. 0	44, 379	35. 0
※1998 (H 10)	2, 705	104. 2	577	1923. 3	41, 033	32. 4
※1999 (H 11)	2, 792	107. 7	491	1636. 7	43, 818	34. 6
※2000 (H 12)	2, 468	95. 0	420	1400. 0	39, 384	31. 0

※2001 (H13)	2, 155	82. 6	336	1120. 0	35, 489	27. 9
※2002 (H14)	1, 949	74. 4	287	957. 7	32, 828	25. 8
※2003 (H15)	1, 789	68. 1	261	870. 0	31, 638	24. 8
※2004 (H16)	1, 625	61. 7	225	750. 0	29, 736	23. 3
※2005 (H17)	1, 545	58. 8	204	680. 0	28, 319	22. 2
※2006 (H18)	1, 501	57. 0	203	676. 7	26, 384	20. 6
※2007 (H19)	1, 399	52. 9	188	626. 7	25, 311	19. 8
※2008 (H20)	1, 343	50. 6	187	623. 3	24, 760	19. 4
※2009 (H21)	1, 321	49. 6	165	565. 1	24, 170	19. 0
※2010 (H22)	1, 265	47. 4	155	600. 8	23, 261	18. 2
※2011 (H23)	1, 109	41. 5	128	496. 1	22, 681	17. 7
※2012 (H24)	1, 142	42. 7	95	368. 2	21, 283	16. 7
※2013 (H25)	1, 058	39. 4	113	438. 0	20, 495	16. 1
※2014 (H26)	988	36. 8	99	383. 7	19, 615	15. 4
※2015 (H27)	925	34. 4	96	446. 5	18, 280	14. 4
※2016 (H28)	887	32. 8	76	353. 5	17, 625	13. 9
※2017 (H29)	880	32. 4	88	409. 3	16, 789	13. 3
※2018 (H30)	798	29. 3	64	297. 7	15, 590	12. 3
※2019 (R1)	701	25. 6	42	195. 3	14, 460	11. 5
※2020 (R2)	578	21. 0	48	237. 6	12, 739	10. 1
※2021 (R3)	512	18. 6	38	188. 1	11, 519	9. 2
※2022 (R4)	480	17. 4	24	118. 8	10, 235	8. 2
※2023 (R5)	508	18. 3	30	148. 5	10, 096	8. 1
※2024 (R6)	487	17. 4	30	148. 5	10, 051	8. 1

※非結核性抗酸菌陽性を含まない数

※あいりん結核罹患率の算出にかかる人口は、2008 (H20) 以前はおよそ3万人、2009 (H21) は29, 200人、2010 (H22) - 2014 (H26) は25, 800人、2015 (H27) - 2019 (R1) は21, 500人、2020 (R2) 以降は20, 200人とする。

(3) 感染症診査協議会(結核部会)

就業制限による通知、入院勧告、入院期間の延長並びに公費負担申請に基づく費用の負担に関して必要な事項を審議すること等を目的として毎週1回開催している。

- ア 感染症診査協議会(結核部会) 委員数 6名
- イ 感染症診査協議会(結核部会) 開催回数 48回
- ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条申請件数
(継続含む) 664件
- エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2申請件数 1, 093件
- オ 勧告・措置入院患者数

	年度当初 患者数	勧告・措置入院 患者数	解除 患者数	年度末 患者数
勧告・措置入院	79	263	180	83

力 一般患者医療費公費負担状況

	健康保険		国民 健康保険	生活保護	後期高齢者 医療	その他	合計	別掲 継続申請	別掲 薬剤変更等 の再申請
	本人	家族							
申請	170	47	194	128	232	13	784	273	65
合格	169	47	194	128	231	13	782	272	65
承認	169	47	194	128	231	13	782	272	65
承認率	99.4%	100%	100%	100%	99.5%	100%	99.7%	99.5%	100%

(4) 結核発生動向調査事業

結核に関する有効かつ的確な予防対策の確立に資することを目的に、毎月各区保健福祉センターから結核登録者情報システムにより入力された情報を収集、解析、還元している。この情報の一部は厚生労働省に送られ、結核対策の基礎データとなっている。

また、結核発生動向情報の解析評価と事業の有効かつ適切なシステムの検討を行うため、年9回※（4月・8月・12月を除く）結核解析評価検討会を開催している。

※令和4年度は9月・10月・1月・3月の年4回開催（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）

(5) 結核定期病状調査事業

結核の再発や二次感染の防止及び患者の病状を把握するため医療機関に病状調査を委託実施している。

(6) リスクグループ健診

高齢者、外国人、ホームレスなど、発病の危険性が高いリスクグループが多く集まる施設等にデジタルエックス線画像装置搭載の結核検診車を配置し、結核健診を実施している。また、健診の実施等に合わせて、結核の知識の普及啓発を実施している。

高齢者対策 ・・・ 各区老人福祉センター

外国人対策 ・・・ 日本語学校

ホームレス対策 ・・・ あいりん地域（平成25年度から西成区へ事業移管）

健診の実績（あいりん地区健診除く）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	5,633	5,615	5,905
結核患者数	11	8	20

(7) 結核・呼吸器感染症予防週間事業

毎年9月の結核・呼吸器感染症予防週間の時期にあわせて、市民向けに結核についての知識の啓発と健診の受診勧奨等を行っている。

(8) 結核指定医療機関講習会

毎年結核指定医療機関の医師等を対象に迅速な対応と的確な診断かつ適正医療の普及を目的として、講習会を開催している。

令和元年度：3回実施 延べ 141名参加

令和4年度：オンライン（オンデマンド配信）による実施 約220名参加

令和5年度：オンライン（オンデマンド配信）による実施 約190名参加

令和6年度：オンライン（オンデマンド配信）による実施 約160名参加

※令和2年度、3年度は中止（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）

(9) 行旅結核患者管理

大阪市では、結核患者のうち行旅患者の占める割合が高いことから、平成12年から大阪市保健所と西成区保健福祉センターの保健師が連携して病院・施設訪問を強化、平成15年度からは行旅結核患者管理を保健所に一元化した。

平成25年度からは西成区特区構想による結核対策に基づき、西成区の行旅結核患者については西成区保健福祉センターが行い、西成区以外の行旅結核患者は大阪市保健所が管理している。引き続き大阪市保健所と西成区保健福祉センターの保健師が連携し、確実な治療終了に向け、月1回以上の病院・施設等の訪問に取り組んでいる。

令和6年度 行旅患者訪問件数（西成区行旅除く大阪市保健所実施分）

実人員 6名

延人員 24名

(10) 研修事業

人材育成対策として結核対策従事者研修を実施している。令和5年度結核研修の内容と受講者は次のとおりである。

実施日	講演テーマ	出席者							
		医師	保健師	薬剤師	放射線技師	検査員	事務職員	その他	合計
R6.3.1～ R6.3.22	結核の基礎知識 結核医療費公費負担申請について	4	29	4	5	5	16	1	64

※令和6年度は未実施

(11) 大阪市DOTS事業(服薬支援事業)

DOTSとは、Directly Observed Treatment Short Courseの頭文字を略したもので、服薬を直接確認することによって、確実に短期間で治療を終了させる治療方法である。結核菌の耐性化や再発を防ぎ、確実に薬を飲み続けられるよう保健所が支援することが、感染症法に定められている。

大阪市では、患者の個々の生活に合ったDOTS方法を選べるよう、あいりんDOTSやふれあいDOTSを委託実施している。

その他に、保健師や医療・介護福祉・学校・職場関係者等による地域DOTSも実施している。

ア あいりんDOTS事業

あいりん地域を主たる生活の場とする結核患者に対して、平成11年9月から、毎週月～金曜日（祝日は除く）

社会医療センター（平成24年12月からは大阪自彌館）に来所しDOTS担当看護師の目の前で服薬確認を行う「拠点型DOTS」、平成18年4月から、患者の指定する場所に服薬支援者が訪問し、目の前で服薬確認を行う「訪問型DOTS」を実施している。

※平成25年度から西成特区構想に基づく結核対策の一環として、西成区保健福祉センターに事業を移管している。

イ 大阪市版(ふれあい)DOTS事業

喀痰塗抹陽性肺結核患者等を対象に、平成13年3月から、服薬支援者が自宅等を訪問して週1回以上服薬確認する「訪問型DOTS」、平成16年6月から、かかりつけ医で週1回以上服薬を確認する「医療機関型DOTS」、平成18年4月から、薬局で週1回以上服薬を確認する「薬局型DOTS」を実施している。平成25年4月からは、対象者を全結核患者に拡大し、実施している。

ふれあいDOTS実施者数（人）

令和7年3月末日現在

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
150	135	132	116	103

令和6年度DOTSカンファレンス及び看護連携会議実施状況

医療機関名	実施回数	対象者数			
		実	(再掲) 行旅	(再掲) 喀痰塗 抹陽性	延
大阪はびきの医療センター	21	56	0	39	60
近畿中央呼吸器センター	21	46	0	39	61
大阪複十字病院	12	30	0	15	38
阪奈病院	12	76	3	73	78
谷向病院	7	10	0	8	10
大阪市立十三市民病院	20	43	1	43	46
兵庫中央病院	1	1	0	1	1
合 計	94	262	4	218	294

※1 令和5年度より相談や報告事例も含む

※2 あいりん事例をふくむ

第5章 生活環境部門

環境衛生監視課	: 旅館業・興行場・公衆浴場・温泉・墓地・納骨堂・化製場等の許可及び監視指導 特定建築物・浄化槽の届出審査及び監視指導 専用水道の確認審査及び監視指導 小規模給水施設の啓発指導 有害家庭用品の流通規制 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の認定等 住宅宿泊事業の届出審査等
食品衛生監視課	: 大規模食品製造施設・大量調理施設等の監視指導 輸入食品・広域流通食品等にかかる違反食品への対応
生活衛生監視事務所	: 食品関係施設の許認可及び監視指導 食中毒や違反食品への対応 理容所・美容所・クリーニング所の許認可及び監視指導 遊泳場・簡易専用水道の届出及び監視指導 狂犬病予防事業・動物愛護・そ族衛生害虫等に関する相談指導
生活衛生監視事務所管轄区	
北 部	: 北・都島・淀川・東淀川・旭区
西 部	: 福島・此花・西・港・大正・西淀川区
東 部	: 中央・天王寺・浪速・東成・生野・城東・鶴見区
南東部	: 阿倍野・東住吉・平野区
南西部	: 住之江・住吉・西成区

第1節 環境衛生関係事業

環境衛生関係施設については約60,000施設、関係法令は15種類に及んでいる。これら施設について良好な衛生状態を維持させ、市民等が安心して利用できるよう効率的な監視を行うとともに、施設管理者等に対し定期的に衛生講習会を開催し、衛生意識の向上にも努めている。

各業務の分担については、広域的な専門監視が必要な旅館、興行場、特定建築物、専用水道等は環境衛生監視課が所管し、理容所、美容所、クリーニング所、遊泳場、簡易専用水道は各生活衛生監視事務所が所管している。

1 建築物衛生

(1) 根拠法令

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（略称「建築物衛生法」）

(2) 対象施設

特定建築物（事務所、興行場等の用途で延床面積が3,000m²以上の建築物。学校用途は8,000m²以上）

(3) 業務内容

ア 事前審査の実施

建築物の空調設備や給排水設備等のハード面の不備を未然に防ぐため、特定建築物の設計段階において設備設計内容を審査し、改善指導を行う。

- イ 監視指導の実施
建築物の空調設備、給排水設備等の維持管理状況を検査し、建築物の衛生的環境が確保されるよう指導を行う。
- ウ 衛生講習会の開催
建築物環境衛生管理技術者等に対し、適正に維持管理が行えるよう講習会を開催している。
- エ 届出の受理
施設の構造設備等が適正であるかを審査し、使用届出等の受理を行う。

(令和6年度)

施設数	新規届出件数	事前審査件数	監視等立入件数	講習会回数	所内指導件数	報告微収件数
2,308	35	32	59	2	1,528	2,110



空気環境測定



水道水残留塩素測定

2 専用水道

(1) 根拠法令

水道法

(2) 対象施設

自己水源を有し給水人口が100人を超える又は飲用その他生活用途の水が一日最大給水量(20m³)を超える自家用水道や、水道事業者からの水のみを受水する一定規模以上の受水槽施設

(3) 業務内容

ア 布設工事確認申請の審査

工事着工に先立ち、施設基準に適合するかを審査し、その結果について通知を行う。

イ 監視指導の実施

施設に定期的に立ち入り、安全で衛生的な飲料水が確保されるよう監視指導を行う。

(令和 6 年度)

	施設数	確認申請件数	監視等立入件数	所内指導件数
市水のみを受水	10	1	15	43
自己水源を保有	18	1		

3 小規模給水施設

(1) 根拠法令等

大阪市小規模給水施設の維持管理に関する指導要綱

(2) 対象施設

有効容量が 10 m³以下の受水槽を設置している施設

(3) 業務内容

ア 啓発指導

自主管理を推進するため、施設管理者に対し調査指導及び文書啓発を行っている。

イ 講習会の開催

施設管理者に対し、適正に維持管理が行えるよう講習会を開催している。

(令和 6 年度)

調査施設数	文書啓発施設数	講習会回数
623	5,031	3

4 旅館

(1) 根拠法令

旅館業法

(2) 対象施設

宿泊料を受けて人を宿泊させる施設（旅館・ホテル、簡易宿所、下宿）

(3) 業務内容

ア 建築計画届の受付、受理

建築計画時に構造設備や学校等の清純な施設環境への影響等を審査のうえ、建築の可否について判断し通知書を交付する。

イ 営業許可

申請施設の構造設備や営業者の適格性並びに学校等の清純な施設環境への影響等を「法」「市条例」及び「市規則」に基づき審査のうえ営業許可を行う。

ウ 監視指導の実施

営業施設に対し定期的に立ち入り、衛生上の監視指導を行う。

無許可の民泊施設に立ち入り、違法民泊の排除・適法民泊への誘導を行う。

エ 大規模イベント開催に伴う特別対策

大規模イベント開催時に宿泊施設等の立入検査を行う。

	施設数	許可件数	監視等立入件数	建築計画届出件数	所内指導件数
旅館・ ホテル営業	1,139	98	12,008	142	16,385
簡易宿所	568	12			
下宿営業	3	0			

※平成30年6月15日旅館業法改正により旅館業とホテル業は旅館・ホテル営業に統合

5 大阪市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（特区）

（1）根拠法令

国家戦略特別区域法

（2）対象施設

国家戦略特別区域法に基づく外国人滞在施設（特区）

（3）業務内容

特定認定申請及び変更認定申請の受付

申請施設の構造設備等が「法」、「市条例」等の基準に基づき審査のうえ、認定を行う。

（4）施設数

令和7年3月31日現在の施設数は6,038施設である。

6 住宅宿泊事業

（1）根拠法令

住宅宿泊事業法

（2）対象施設

住宅宿泊事業法に基づく、人を宿泊させる住宅

（3）業務内容

住宅宿泊事業届出書等の受付・受理

（4）施設数

令和7年3月31日現在の施設数は1,821施設である。

7 興行場

(1) 根拠法令

興行場法

(2) 対象施設

映画・演劇・音楽・スポーツ・演芸又は観せ物を業として公衆に見せ、又は聞かせる施設（映画館等）

(3) 業務内容

ア 営業許可

申請施設の構造設備について「市条例」及び「市規則」に基づき審査のうえ営業許可を行う。

イ 監視指導の実施

営業施設に対し定期的に立ち入り、観覧場の空気環境測定や衛生上の監視指導を行う。

（令和6年度）

施設数	許可件数※	監視等立入件数	所内指導件数
139	13	70	69

※臨時・仮設興行場を含む

8 公衆浴場

(1) 根拠法令

公衆浴場法

(2) 対象施設

温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設（銭湯・サウナ風呂等）

(3) 業務内容

ア 営業許可

申請施設の構造設備について「市条例」「市規則」及び「市要綱」に基づき審査のうえ営業許可を行う。

イ 監視指導の実施

営業施設に対し定期的に立ち入り、浴槽水の水質検査や衛生上の監視指導を行う。

ウ 衛生講習会の開催

施設管理者に対し、適正に維持管理が行えるよう講習会を開催している。(令和5年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、講習会は中止)

(令和6年度)

	施設数	許可件数	監視等立入件数	講習会回数	所内指導件数
一般浴場	196	26	268	2	301
その他浴場	186				

9 温泉

(1) 根拠法令

温泉法

(2) 対象施設

温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設

(3) 業務内容

ア 利用許可

申請施設の構造設備や温泉成分について「市細則」に基づき審査のうえ、利用許可を行う。

イ 監視指導の実施

利用施設に対し定期的に立ち入り、衛生上の監視指導を行う。

(令和6年度)

施設数	許可件数	監視等立入件数	所内指導件数
60	2	37	41

10 墓地・納骨堂・火葬場

(1) 根拠法令

墓地、埋葬等に関する法律

(2) 対象施設

墓地（市設霊園、財産区墓地、寺院墓地等）・納骨堂・火葬場

(3) 業務内容

ア 営業許可

経営主体の適格性や公衆衛生上の見地から「市審査基準」に基づき審査のうえ、経営等の許可を行う。

イ 監視指導の実施

火葬場に対し定期的に立ち入り、公衆衛生上の監視指導を行う。

墓地、納骨堂に対し適宜報告徵収を行う。

(令和6年度)

	施設数	許可(経営・変更・廃止)件数	監視等立入件数	所内指導件数
墓地	688	5		
納骨堂	156	6	70 (39)	115
火葬場	6	0	5	2

() は、内 許可前立入件数

1 1 有害家庭用品の流通規制

(1) 根拠法令

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

(2) 対象品目

乳幼児用繊維製品、スプレー剤、洗浄剤ほか

(3) 規制物質

ホルムアルデヒド、アゾ化合物、メチルアルコール等 21種類

(4) 業務内容

一般に流通している対象品目の試買検査を行い、規制基準を超える量の有害物質を含有している場合は、原因究明のための収去検査を行うとともに、商品の回収・廃棄等の指示、報告書及び始末書徴収等の行政措置を行う。

また、他府県市等からの通報についても同様の措置を行う。

(令和6年度)

試買検査件数	収去件数	違反件数	行政措置件数	指導業者数
479	0	0	0	0

1 2 淨化槽

(1) 根拠法令

浄化槽法

(2) 対象施設

便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水を処理し、下水道法に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設

(3) 業務内容

ア 設置届出の受理

浄化槽の設置場所等が適正であるかを審査し、設置届出の受理を行う。

イ 監視指導の実施

浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査の結果により設置者または保守点検業者に指導を行い、必要に応じ施設の立入調査を行う。

(令和6年度)

施設数	新規届出件数	監視等立入件数	所内指導件数
403	6	9	76

1.3 化製場・動物飼養場等

(1) 根拠法令

化製場等に関する法律

(2) 対象施設

化製場・死亡獣畜取扱場・動物飼養場

(3) 業務内容

ア 設置許可

申請施設の構造設備について「法」「府条例」等に基づき審査のうえ許可を行う。

イ 監視指導の実施

化製場、死亡獣畜取扱場、動物飼養場に立ち入り、その構造設備及び法の規定による措置の実施状況について監視指導する。

(令和6年度)

	施設数	監視等立入件数	所内指導件数
化製場・死亡獣畜取扱場	3	2	2
動物飼養場	27	12	35

1.4 簡易専用水道

(1) 根拠法令

水道法

(2) 対象施設

有効容量が10m³を超える受水槽を設置している施設

(3) 業務内容

ア 改善指導

登録検査機関が実施する法定検査の結果が不適の施設に対し、貯水槽の衛生管理が適切に行われるよう改善指導し、安全な飲料水が確保されるよう努めている。

イ 衛生講習会の開催

施設管理者等に対し、適正に維持管理が行えるよう講習会を開催している。

(令和6年度)

施設数	新規届出件数	監視等立入件数	講習会回数
7,353	56	271	2

1 5 遊泳場

(1) 根拠法令

大阪府遊泳場条例

(2) 対象施設

容量 50 m³以上の貯水槽を設けて、公衆の遊泳に供する施設（遊泳用プール）

(3) 業務内容

ア 監視指導の実施

夏期及び通年プールに対し定期的に立ち入り、衛生上の監視指導を行う。

夏期プール再開直前に立入調査を行い、衛生状態等について事前に監視指導を行う。

イ 水質検査の実施

定期的にプール水の水質検査を実施し、良好な水質を保持するために必要な指導を行う。

ウ 衛生講習会の開催

施設管理者等に対し、適正に維持管理が行えるよう講習会を開催している。

（令和6年度）

	施設数	新規許可件数	監視等立入件数	水質検査件数	講習会回数
夏期プール	8				
通年プール	106	4	350	780	0

1 6 理容所・美容所・クリーニング所

(1) 根拠法令

理容師法、美容師法、クリーニング業法

(2) 対象施設

理容所・美容所・クリーニング所

(3) 業務内容

ア 開設等届出

各業種の届出について、根拠法令に基づき審査のうえ検査確認済の証の交付等を行う。

イ 監視指導の実施

営業施設に対し定期的に立ち入り、衛生上の監視指導を行う。

ウ 講習会の開催

理容所、美容所に対しては、監視指導の結果に基づき、施設営業者に対する講習会を開催している。

(クリーニング所については、(公財) 大阪府生活衛生営業指導センターが実施している。)

(令和6年度)

	施設数	新規届出件数	監視等立入件数	講習会回数
理容所	2,277	50	427	10
美容所	10,170	659	1,997	10
クリーニング所	2,920	47	545	0

第2節 食品衛生関係事業

平成30年に改正された食品衛生法が令和3年6月1日に完全施行され、HACCPに沿った衛生管理の義務化、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設、ふぐ処理業に係る食品衛生法での規定がなされた。その中で、改正食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく対象施設に対する営業許可事務、これらの施設の衛生状態、食品及び添加物等の取扱いや適性表示、食品等事業者の衛生管理等の監視指導を実施している。また、飲食に起因する事故発生を未然に防止するために食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理体制の確立及び推進に努めるとともに食品衛生知識の普及啓発の強化を図っている。

さらに、市民が安全・安心な食生活を送ることができるよう、食中毒予防に関する啓発事業や食品等の安全性及びその確保に関する正しい知識を習得し、理解を深めるための双方向の意見交換会や講習会を実施している。

また、市民の食生活の安全を確保するため、飲食に起因する健康危機事象には迅速に対応し被害拡大防止を図る必要があることから、夜間、休日においても食中毒等の緊急事態発生に備えて体制を整備し、市民等からの届出を受け迅速な対応を行っている。

1 食品衛生関係施設営業許可

各生活衛生監視事務所では、事業者からの営業許可申請に基づき食品衛生監視員が許可申請調査を行い、大阪府知事が定めた施設基準に適合する場合に許可している。また、継続新規申請事業者に営業許可証を交付する際、講習会等を実施している。

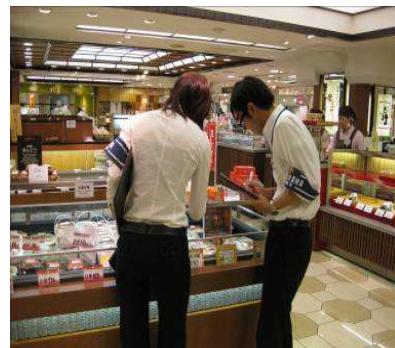
2 食品衛生関係施設の監視指導、拭き取り検査、講習会

本市が食品の大消費地であるという実情を踏まえ、大阪市食品衛生監視指導計画に基づき、食品の製造・調理又は販売する大規模な施設や過去の事例等から食中毒の発生頻度が高い施設に対する監視指導並びに広域に流通する食品の検査に重点を置いて監視を実施し、施設・設備の衛生確保と不良食品の発見、排除、食中毒の未然防止に努めている。

なお、食品製造施設、大量調理施設及び食品輸入業者等については、食品衛生監視課が、それ以外の食品関係施設については、各生活衛生監視事務所が施設の監視指導及び拭き取り検査を実施し、その結果に基づき衛生指導を行っている。

また、各区の保健福祉センターと連携し、施設の食品衛生責任者、従業員等を対象とした衛生講習会を実施している。

さらに、2025年大阪・関西万博開催期間中の食中毒等の食品事故を未然に防止するため、万博関係者や来場者等への食品の提供が見込まれる会場内の食品関係施設については、会場衛生監視センターが、会場外の食品関係施設については、食品衛生監視課及び各生活衛生監視事務所が連携し、食品の衛生的な取扱いについて監視指導を行うとともに、施設の拭き取り検査を実施する。



百貨店での監視

監視指導対象施設	
4 月 5 9 月	仕出し、折詰弁当調製施設(路上販売弁当調製施設を含む)、路上での弁当販売施設 社会福祉施設、病院等の給食施設 学校給食施設(市立以外・幼稚園) 乳処理業、アイスクリーム類製造業、清涼飲料水製造業、食肉製品製造業等の製造施設 夏期食品の一斉取締り ホテル、旅館等宿泊施設
10 月 1 3 月	菓子製造業、あん類製造業、豆腐製造業、そうざい製造業等の製造施設 魚肉ねり製品製造業、めん類製造業等の製造施設 年末食品の一斉取締り ふぐ取扱施設 食品添加物製造施設
通 年	食肉、食鳥肉取扱い施設 対EU輸出水産食品取扱承認施設 百貨店、地下街、祭礼等イベント 学校給食施設(市立) 食品輸出入関係施設 大量集客施設 食中毒等の再発防止策対象施設

旧食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導

区分		施設数	監視指導延べ件数
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	23,158	2,290
	仕出し屋・弁当屋	620	393
	旅館	287	59
	その他	13,714	450
	小計	37,779	4,913
菓子(パンを含む。)製造業		2,551	335
乳処理業		1	4
特別牛乳搾取処理業		0	0
乳製品製造業		16	8
集乳業		0	0
魚介類販売業		810	242
魚介類競り売り営業		5	2
魚肉練り製品製造業		16	13
食品の冷凍または冷蔵業		57	42
かん詰又はびん詰食品製造業		39	18
喫茶店営業	一般・露店	355	19
	自動販売機	1,089	13
あん類製造業		4	2
アイスクリーム類製造業		347	49
食肉処理業		171	43
食肉販売業		1,049	148
食肉製品製造業		15	16
乳酸菌飲料製造業		2	7
食用油脂製造業		12	5
マーガリン又はショートニング製造業		1	1
みそ製造業		2	3
しょうゆ製造業		0	0
ソース類製造業		32	21
酒類製造業		14	11
豆腐製造業		36	3
納豆製造業		1	2
めん類製造業		110	34
そうざい製造業		522	157
添加物製造業		41	21
食品の放射線照射業		0	0
清涼飲料水製造業		15	16
氷雪製造業		13	18
ふぐ処理業(再掲)		589	422
合計		45,105	4,445

(令和7年3月末現在)

改正食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導

区分		施設数	監視指導延べ件数
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	28,444	11,642
	仕出し屋・弁当屋	752	900
	旅館	398	181
	その他	14,045	7,232
	小計	43,639	19,955
調理の機能を有する自動販売機		234	108
食肉販売業		837	369
魚介類販売業		701	513
魚介類競り売り営業		0	0
集乳業		0	0
乳処理業		1	4
特別牛乳搾取処理業		0	0
食肉処理業		196	93
食品の放射線照射業		0	0
菓子製造業		2,726	1,428
アイスクリーム類製造業		55	51
乳製品製造業		22	25
清涼飲料水製造業		30	30
食肉製品製造業		30	42
水産製品製造業		160	128
氷雪製造業		11	14
液卵製造業		3	4
食用油脂製造業		22	21
みそ又はしょうゆ製造業		11	13
酒類製造業		29	29
豆腐製造業		36	14
めん類製造業		113	46
そうざい製造業		924	500
複合型そうざい製造業		16	27
冷凍食品製造業		44	48
複合型冷凍食品製造業		5	8
漬物製造業		148	93
密封包装食品製造業		59	37
食品の小分け業		110	48
添加物製造業		58	48
ふぐの処理をする営業（再掲）		1,245	610
合計		50,220	23,696

(令和7年3月末現在)

届出を要する施設に対する監視指導

区分		施設数	監視指導延べ件数
旧許可業種であった	魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	173	13
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	304	15
	乳類販売業	2,744	50
	冰雪販売業	52	0
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	3,603	3
	小計	6,876	81
販売業	弁当販売業	244	4
	野菜果物販売業	656	115
	米穀類販売業	147	2
	通信販売・訪問販売による販売業	117	1
	コンビニエンスストア	1,683	51
	百貨店、総合スーパー	748	896
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置) を除く。)	996	3
	その他の食料・飲料販売業	5,860	266
	小計	10,451	1,338
製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	9	3
	いわゆる健康食品の製造・加工業	30	29
	コーヒーの製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	283	8
	農産保存食料品製造・加工業	32	1
	調味料製造・加工業	126	14
	糖類製造・加工業	7	1
	精穀・製粉業	17	5
	製茶業	43	1
	海藻製造・加工業	20	3
	卵選別包装業	2	0
	その他の食料品製造・加工業	180	23
	小計	749	88
にる上 お改記 い正以 て後外 準のの む。用法も さ。第の ～れ6へ る8改 も条正 の第法 を3に 含項よ	行商	626	498
	集団給食施設	1,029	572
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	133	0
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	52	2
	その他	129	4
	小計	1,969	1,076
合計		20,045	2,583

(令和7年3月末現在)

食品衛生講習会開催状況

(令和6年度)

対象		回数	受講者数
食品等事業者	集団給食施設	49	1121
	ふぐ取扱施設	20	233
	その他（要許可施設）	34	504
	営業許可継続新規施設	140	1,565
消費者		32	2,009
その他		15	283
合計		290	5,715

食中毒予防街頭キャンペーン実施状況

実施日	実施場所	実施機関
令和6年7月2日	住之江区（加賀屋商店街）	南西部生活衛生監視事務所
令和6年7月2日	住吉区（あびこ商店街）	南西部生活衛生監視事務所
令和6年7月3日	西成区（鶴見橋商店街）	南西部生活衛生監視事務所
令和6年7月30日	鶴見区（イオン鶴見緑地店）	東部生活衛生監視事務所
令和6年7月31日	阿倍野区（あべのキューズモール）	南東部生活衛生監視事務所
令和6年11月20日	東住吉区（駒川商店街）	南東部生活衛生監視事務所
令和6年11月29日	福島区（ウイステ南側駐輪場内）	西部生活衛生監視事務所
令和6年12月4日	生野区（桃谷駅前商店街周辺）	東部生活衛生監視事務所
令和7年2月27日	都島区（京阪京橋駅周辺）	北部生活衛生監視事務所

○ イベント・祭礼の一斉監視

市内で開催される種々のイベント・祭礼について、食中毒等食品事故を未然に防止するため事前指導を実施するとともに、出店施設に対し監視指導を行っている。

（令和6年度の監視施設数 3, 870施設）

3 食中毒(疑いを含む)の処理

食中毒に関する医師からの届出や自治体・患者等からの通報があった場合、各生活衛生監視事務所が中心となり食品衛生監視課と連携しながら、速やかに喫食者や関係施設について原因究明の調査や検査を実施し、原因施設に対しては健康被害の拡大防止を図るため営業停止等の行政処分を行うとともに、再発防止のために施設の消毒指導や調理従事者等への衛生教育を行っている。

令和6年食中毒発生状況（その1） 令和6年1月1日～令和6年12月31日

No	発生月日	発生区	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
1	1月31日	中央区	3	不明(令和6年1月29日に提供された鶏のたたき等を含むコース料理)	カンピロバクター	飲食店 焼鳥屋
2	2月2日	此花区	18	不明(令和6年2月1日～2月2日に提供された食事)	ノロウイルス	飲食店 給食委託
3	2月3日	北区	37	不明(原因施設にて調製し令和6年2月3日に提供された仕出し弁当及び当該弁当の食品を使用した賄い料理)	ノロウイルス	飲食店 旅館ホテル
4	3月17日	住吉区	20	不明(令和6年3月16日に提供されたコース料理及び一品料理)	ノロウイルス	飲食店 焼鳥屋
5	3月20日	西成区	11	不明(令和6年3月19日に提供された鶏のお造りを含むコース料理)	カンピロバクター	飲食店 大衆酒場
6	4月29日	中央区	8	不明(令和6年4月27日に提供されたコース料理及び鶏肉の照り焼き(一品料理))	カンピロバクター	飲食店 大衆酒場
7	5月25日	中央区	3	不明(令和6年5月24日に提供された鶏肉串焼きを含むコース料理)	カンピロバクター	飲食店 焼鳥屋
8	5月28日	福島区	3	不明(令和6年5月27日に提供された鶏卵(非加熱)を含む一品料理)	サルモネラ属菌	飲食店 大衆酒場
9	6月28日	北区	8	不明(令和6年6月27日に提供された一品料理及び賄い料理)	サルモネラ属菌	飲食店 大衆酒場
10	8月18日	北区	4	不明(令和6年8月17日に提供された加熱不十分な鶏肉料理を含む一品料理)	カンピロバクター	飲食店 焼鳥屋
11	8月21日	港区	28	令和6年8月21日に調製されたちらし寿司	黄色ブドウ球菌	飲食店 寿司屋
12	8月26日	浪速区	5	不明(令和6年8月24日に提供された朝引き鶏の3種盛(刺身)を含むコース料理)	カンピロバクター	飲食店 大衆酒場
13	9月13日	中央区	3	不明(令和6年9月11日に提供されたコース料理)	腸管毒素原性大腸菌	飲食店 大衆酒場
14	10月20日	浪速区	3	不明(令和6年10月18日に提供された鶏の生レバー等を含む一品料理)	カンピロバクター	飲食店 大衆酒場
15	11月14日	阿倍野区	29	なまりぶしのしょうが煮	ヒスタミン	給食委託
16	11月14日	平野区	14	なまりぶしのしょうが煮	ヒスタミン	給食委託
17	12月6日	中央区	45	不明(令和6年12月5日、6日、11日に提供されたコース料理)	ノロウイルス	飲食店 大衆酒場
18	12月27日	港区	40	にぎり寿司	ノロウイルス	飲食店 大衆酒場

令和6年の食中毒発生件数 18件 患者数 282名

令和6年の食中毒発生件数 12件 患者数 70

令和6年 食中毒発生状況(その2)

1 月別発生状況

	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	18	1	2	2	1	2	1	0	3	1	1	2	2
患者数	282	3	55	31	8	6	8	0	37	3	3	43	85
死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 病因物質別発生状況

	件数	患者数	死者数
総 数	18	282	0
・病因物質判明	18	282	0
細 菌			
サルモネラ属菌	2	11	0
ぶどう球菌	1	28	0
ボツリヌス菌	0	0	0
腸炎ビブリオ	0	0	0
腸管出血性大腸菌	0	0	0
その他の病原大腸菌	1	3	0
ウェルシュ菌	0	0	0
セレウス菌	0	0	0
エルシニア・エンテロコリチカ	0	0	0
カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	7	37	0
ナグビブリオ	0	0	0
コレラ菌	0	0	0
赤痢菌	0	0	0
チフス菌	0	0	0
パラチフスA菌	0	0	0
その他の細菌	0	0	0
複合汚染	0	0	0
ウイルス	ノロウイルス	5	160
	その他のウイルス	0	0
寄生虫	クドア	0	0
	サルコシスティス	0	0
	アニサキス	0	0
	その他	0	0
化学物質		2	43
自然毒	植物性自然毒	0	0
	動物性自然毒	0	0
その他		0	0
・病因物質不明		0	0

3 原因食品別発生状況

	件数	患者数	死者数
総 数	18	282	0
・原因食品食事判明	18	282	0
魚介類	貝類	0	0
	ふぐ	0	0
	その他	0	0
魚介類	魚肉練り製品	0	0
加工品	その他	2	43
肉類及びその加工品		0	0
卵類及びその加工品		0	0
乳類及びその加工品		0	0
穀類及びその加工品		0	0
野菜	豆類	0	0
及びその	きのこ類	0	0
加工品	その他	0	0
菓子類		0	0
複合調理食品		2	68
その他	食品特定	0	0
	食事特定	14	171
・原因食品食事不明		0	0

4 原因施設別発生状況

	件数	患者数	死者数
総 数	18	282	0
・原因施設判明	18	282	0
家庭		0	0
集団給食	事業所	1	18
	学校	2	43
	病院	0	0
	その他	0	0
旅館		1	37
飲食店		14	184
販売店		0	0
製造所		0	0
仕出屋		0	0
採取場所		0	0
その他		0	0
・原因施設不明		0	0

4 違反食品、食品苦情の処理

本市の監視や収去検査結果及び他自治体からの通報により、違反食品（疑いを含む）が発見された場合や消費者から食品に関する異物混入、腐敗、変敗等の苦情が寄せられたときには、関係施設等の調査、検査を実施して原因の究明と再発防止の指導等を行っている。なお、違反食品に対しては、回収及び廃棄命令等の衛生上必要な措置や事例によっては営業停止等の措置を講じ、健康被害の発生、拡大防止を図っている。

食品関係苦情処理状況

（令和6年度）

項目	処理件数
有症事例	食中毒
	1,208
違反・苦情 食品事例	異物混入
	腐敗・変敗
	かびの発生
	表示違反
	添加物
	規格基準等
	その他
食品の取り扱い管理	231
施設・設備の不良	30
汚物処理	9
そ族・昆虫の棲息	48
煙・騒音・悪臭・排水	26
その他	363
合計	2,396

○ 食品等の自主回収報告制度に関する指導・助言について

食品等事業者が自主的に違反食品等の排除に取り組むとともに、行政が自主回収（リコール）情報を市民に広く周知することにより回収が促進される仕組みとして、食品衛生法及び食品表示法の一部改正により、令和3年6月1日に食品衛生法及び食品表示法に基づく自主回収報告制度が創設された。事業者に対し、制度の趣旨を周知することにより、食品等のリコール情報を行政が確実に把握し的確な監視を行うとともに、食品等の回収及び消費者への情報提供が速やかに行われるよう指導・助言を行っている。

自主回収報告件数：55件（令和6年度実績）

5 食品等の検査

市内で製造又は流通、販売されている食品等について、食品衛生法及び食品表示法に基づき収去し、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所及び保健衛生検査所で検査を実施し、不良食品等を発見、排除することにより食品等の安全確保に努めている。

また、放射性物質に汚染された食品に対する市民の不安を払拭し、食品の安全性を確保するため、生活衛生監視事務所において食品中の放射性物質の検査を行い、その結果を速やかに大阪市ホームページに公表している。

さらに、集団給食施設、大規模食品製造施設等において、拭き取り検査を行い、科学的根拠に基づいた監視指導を実施している。

食品等の収去検査

品目別	収去検体数	検査件数	不良検体数
乳・乳製品・乳類加工品	4	8	0
冷凍食品	0	0	0
魚介類・魚介類加工品	35	457	0
肉卵類及びその加工品	21	180	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0
穀類及びその加工品	32	168	0
野菜類・果物及びその加工品	41	305	0
菓子類	8	50	0
清涼飲料水	12	78	0
酒精飲料	14	35	0
かん詰・びん詰食品	17	81	0
その他食品	142	1,118	0
容器包装・おもちゃ	0	0	0
添加物及びその製剤	0	0	0
合成洗剤	0	0	0
合計	326	2,480	0

(令和6年度 保健所での検査実績)

食品の放射性物質検査（再掲）

品目別	収去検体数	検査件数	不良検体数
乳・乳製品・乳類加工品	2	2	0
冷凍食品	0	0	0
魚介類・魚介類加工品	0	0	0
肉卵類及びその加工品	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0
穀類及びその加工品	8	8	0
野菜類・果物及びその加工品	8	8	0
菓子類	0	0	0
清涼飲料水	6	6	0
酒精飲料	11	11	0
かん詰・びん詰食品	10	10	0
その他食品	30	30	0
合計	75	75	0

(令和6年度 保健所での検査実績)

※食品衛生関係施設の衛生指導に係る検査

拭きとり検査 385件

ATP検査 1,999件

6 HACCP関連業務及び衛生証明書発行事務

(1) HACCPに沿った衛生管理の取り組み支援

食品の安全性の一層の確保を図るために、HACCPに沿った衛生管理について、食品等事業者に対して事前相談・助言などの支援を行っている。

また、施設の監視時には、事業者が作成した衛生管理計画やその運用状況を確認し、必要な指導・助言を行っている。

(2) 対EU輸出水産食品関連業務

EU諸国に輸出する水産食品は、原料の水揚げから最終製品の輸出に至るまでHACCPに基づく一貫した衛生管理が求められており、市内に1か所ある取扱施設に対して監視指導を行うとともに、対EU輸出水産食品については輸出に際して食品の衛生的な取扱いと出庫数を確認し、衛生証明書を発行している。

なお、令和6年度については、6件の衛生証明書を発行した。

(3) 輸出食品に係る衛生証明書発行事務

日本から食品を輸出する際に必要な衛生証明書の発行事務を行っている。

なお、令和6年度については、台湾向け輸出食品に対し19件、シンガポール向け輸出食用フグに対し15件の衛生証明書を発行した。

7 食鳥処理業関係

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく食鳥処理の事業許可については、食品衛生法の営業許可申請調査と同様の事務処理を行うとともに、食鳥販売施設で食鳥を処理している場合は併せて監視指導を行っている。

対象施設数	監視指導延べ件数
114	9

第3節 表彰関係事業

○大阪市食品衛生・環境衛生優良施設表彰について

市内全体の施設の衛生水準の向上を図ることを目的に、保健所が調査した施設のうち、積極的な設備の改善と衛生的取扱いの向上に努め、特に優秀な衛生状態を保持するとともに、コンプライアンス並びに危機管理に努めている施設について表彰している。

第4節 狂犬病予防・動物愛護・ねずみ衛生害虫関係事業

狂犬病予防については、毎年4月に各区保健福祉センターと協力し、小学校・公園等において集合注射を実施している。

(令和6年度 狂犬病予防集合注射実施結果)

会場数	注射済票交付総数
56	4,858

また、淀川河川敷や南港での野犬対策として、動物管理センター及び保健福祉センターと連携を図り、生息調査や捕獲等を行っている。

動物愛護については、各区保健福祉センターに寄せられた犬・猫・その他動物等の苦情相談や負傷動物の収容等について保健福祉センターと連携しながら対応している。

ねずみ衛生害虫についても、保健福祉センターと連携しながら、防除等に関する相談や指導を行っている。

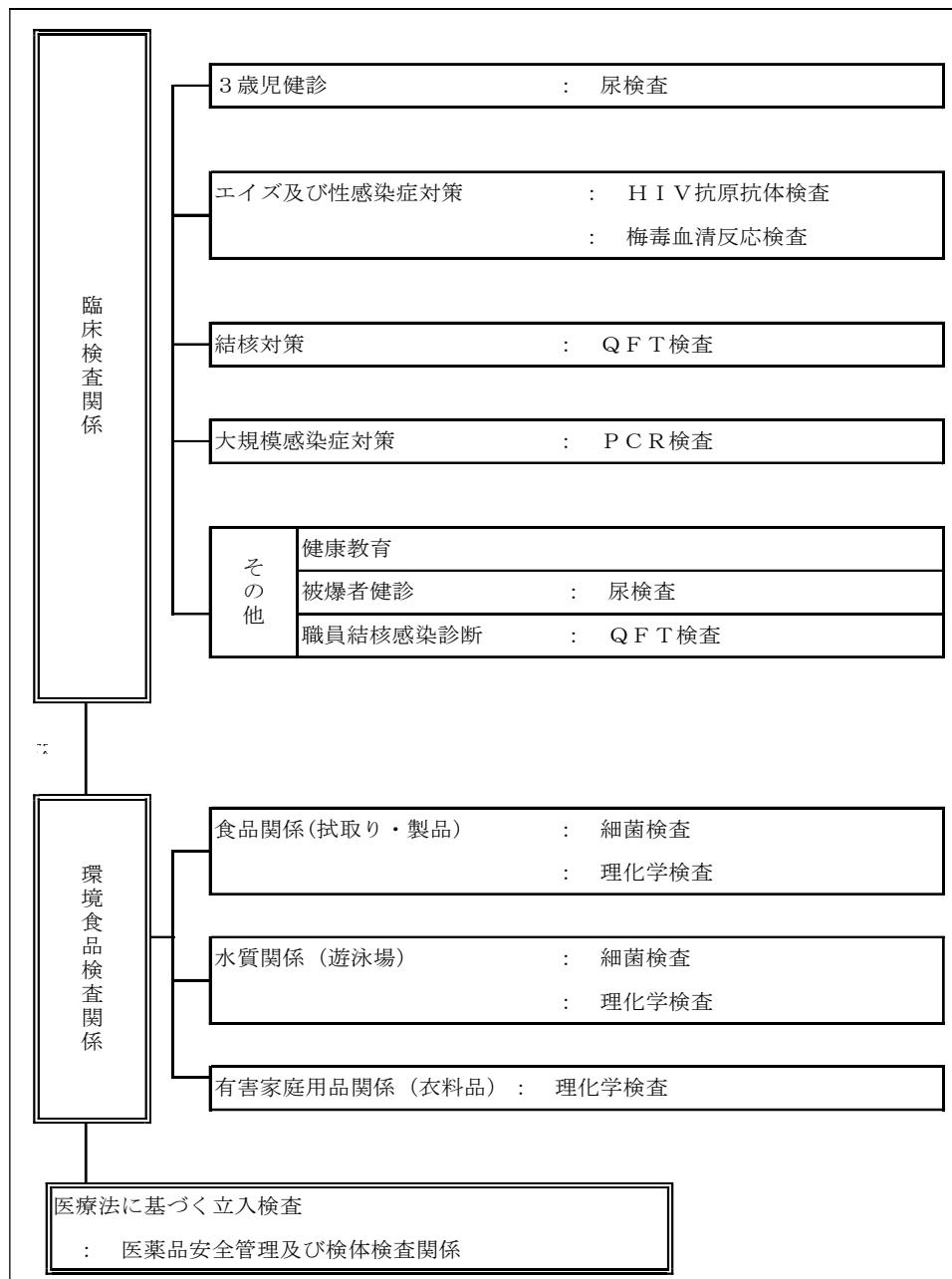
なお、これらの苦情等において、緊急を要するものについては夜間・休日であっても対応している。

第6章 検査部門

第1節 保健衛生検査所

保健衛生検査所の業務は、臨床検査に関する業務と、環境食品検査に関する業務、病院への立入検査業務に分けられる。

1 業務体系図



2 臨床検査関係

(1) 3歳児健診

保健福祉センターが実施する3歳児健康診査で尿検査（蛋白・糖・潜血）を実施している。

（令和6年度）

尿検査数
14430

(2) エイズ及び性感染症対策

毎月1回中央区保健福祉センターでのHIV即日検査で、採血と検査を実施している。またMSM向け対策としては、コミュニティーセンター「dista」における、HIVと梅毒の採血と検査を実施している。

（令和6年度）

検査項目	検査数
HIV抗原抗体検査	205
梅毒血清反応検査	130

(3) 結核対策

平成20年5月から保健所及び保健福祉センターが実施する接触者健診時に、採血とQFT検査を実施している。

（令和6年度）

QFT検査数
1391

(4) 大規模感染症対策

新型コロナウイルス検査については、令和5年5月8日から、感染症法上「5類感染症」に位置付けられたことに伴い対応は終了したが、大阪市感染症予防計画に基づき検査体制は維持している。

(5) その他

ア 健康教育

生活習慣病などの疾病を予防することを目指して実施されている健康教育時に、保健福祉センターの依頼により検査員も参加している（令和6年度は依頼なし）。

イ 被爆者健診

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づいて大阪市長が大阪府知事から
の委託により年2回行う被爆者を対象とした健康診断で、尿検査（蛋白・糖・潜血・
ウロビリノーゲン）を実施している。

（令和6年度）

尿検査数
316

ウ 職員結核感染診断

保健福祉センター等で結核健診等に従事する新採用・新配属の職員を対象に結核
感染診断として、採血と QFT 検査を実施している。

（令和6年度）

Q F T 検査数
75

3 環境食品検査関係

（1） 食品関係

食品衛生法及び食品表示法に基づいて監視員が収去した食品等の細菌・理化学検査
を実施している。

（令和6年度）

細菌検査数										
一般細菌	大腸菌群	大腸菌	腸管出血性 大腸菌	黄色 ブドウ球菌	セレウス菌	ウエルシュ 菌	サルモネラ 属菌	リストリア・ モノサイトグ ネス	腸炎 ビブリオ	糞便系 大腸菌群
177	353	177	526	528	530	165	528	0	0	0

理化学検査数			
保存料	甘味料	漂白剤	発色剤
127	127	0	2

保存料（安息香酸・安息香酸ナトリウム、ソルビン酸及びその塩類、デヒドロ酢酸ナト
リウム、パラオキシ安息香酸エステル類）

甘味料（サッカリン・サッカリンナトリウム）

漂白剤（二酸化硫黄・亜硫酸塩類）

発色剤（亜硝酸ナトリウム）

(2) 水質関係

大阪府遊泳場条例に基づいて監視員が採水した遊泳場の水質検査を実施している。
平成18年度からレジオネラ属菌を新たな検査項目として追加・実施している。

(令和6年度)

遊泳場水質検査数				
濁度	KMnO ₄	大腸菌	一般細菌	レジオネラ属菌
250	250	250	250	72

(3) 有害家庭用品関係

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づいて監視員が試買及び収去した規制対象品のホルムアルデヒド検査を実施している。

(令和6年度)

ホルムアルデヒド検査			
試買品検査		収去品検査	
検体数	検査件数	検体数	検査件数
383	446	0	0

4 病院立入検査

医療法に基づいて保健医療対策課が実施している病院定期立入検査において、医薬品安全管理及び検体検査の精度管理に係る検査を、平成20年度から実施している。

(令和6年度)

立入検査数
106

第2節 放射線技術検査所

放射線技術検査所の業務は大別すると次のとおりである。

1 保健福祉センター業務

市内24区の保健福祉センター（分館）にエックス線装置が設置されており、放射線検査業務実施時に、診療放射線技師が出張し胸部エックス線撮影を実施している。

(1) 結核対策

結核健診、接触者健診、管理健診等

(2) 肺がん検診

令和6年度 保健福祉センター別エックス線検査受診者数【人】

保健福祉センター	結核健診	接触者健診等	肺がん検診	合計
北	57	49	277	383
都島	53	7	409	469
福島	84	20	337	441
此花	38	9	163	210
中央	25	44	143	212
西	35	21	268	324
港	46	35	174	255
大正	43	19	195	257
天王寺	45	19	150	214
浪速	70	45	164	279
西淀川	43	17	241	301
淀川	66	37	351	454
東淀川	96	34	621	751
東成	34	11	217	262
生野	185	39	505	729
旭	52	33	320	405
城東	137	64	447	648
鶴見	59	12	249	320
阿倍野	85	16	319	420
住之江	129	31	230	390
住吉	102	47	433	582
東住吉	125	34	395	554
平野	132	58	647	837
西成(※)	—	—	199	199
合計	1,741	701	7,454	9,896

(※)平成25年度から結核関連事業については西成区役所に事業移管

2 検診車業務

地域の実情や市民のニーズに応じて、住民が受診しやすい検診を目指し、検診車を各区保健福祉センター等に配車し、がん検診や結核健診を実施、診療放射線技師が出張して放射線検査業務を行っている。

ひまわり 26号（胸部検診車）

結核罹患率の高いあいりん地域およびハイリスクグループである日本語学校等学校施設において結核健診を実施している。また地域の実情に応じた接触者健診および肺がん検診を実施している。

令和6年度 検診車による受診者数

保健福祉センター	結核健診		接触者健診		肺がん検診	
	回数	人	回数	人	回数	人
北	0	0	0	0	0	0
都島	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	0	0	0
此花	0	0	0	0	0	0
中央	0	0	0	0	0	0
西	2	12	0	0	0	0
港	0	0	0	0	0	0
大正	0	0	0	0	0	0
天王寺	0	0	0	0	0	0
浪速	0	0	0	0	0	0
西淀川	2	9	0	0	0	0
淀川	0	0	0	0	0	0
東淀川	0	0	0	0	0	0
東成	1	26	0	0	0	0
生野	0	0	0	0	0	0
旭	2	31	0	0	0	0
城東	0	0	0	0	0	0
鶴見	0	0	0	0	0	0
阿倍野	0	0	0	0	0	0
住之江	0	0	0	0	4	158
住吉	0	0	0	0	0	0
東住吉	0	0	0	0	0	0
平野	0	0	0	0	1	47
西成	52	789	0	0	0	0
保健所	77	5,909	5	102	—	—
特別開催	—	—	—	—	—	—
業務委託	—	—	—	—	—	—
計	136	6,776	5	102	5	205

3 医療法に基づく立入検査業務

保健医療対策課が実施している医療法に基づく病院や有床診療所等への定期立入検査では放射線部門を担当し、エックス線装置等の適正な使用や管理、書類確認や放射線診療従事者の健康・被ばく管理等について助言・指導を行っている。

(第3章第3節参照)

また、診療所からエックス線装置等の各届出がされた場合は、実地検査および書類審査を実施している。

令和6年度 医療法立入検査審査件数

保健福祉センター	備付届 則24条の2～28条	変更届 則29条	廃止届 則29条	使用前 則23条	定期立入検査		その他	合計
					病院	透析・療養型 有床診療所		
北	40	84	0	1	11	0	5	141
都島	5	33	0	0	9	0	2	49
福島	10	31	0	1	6	0	4	52
此花	2	8	0	0	3	0	0	13
中央	23	63	0	1	7	0	4	98
西	14	15	0	0	7	0	2	38
港	4	12	0	0	3	0	0	19
大正	5	9	0	0	3	0	1	18
天王寺	24	23	0	0	8	0	5	60
浪速	6	13	0	0	4	0	2	25
西淀川	6	18	0	0	5	0	1	30
淀川	10	26	0	0	8	0	1	45
東淀川	12	14	0	0	4	0	1	31
東成	6	15	0	0	7	0	1	29
生野	13	24	0	0	17	0	0	54
旭	8	8	0	0	7	0	0	23
城東	9	32	0	0	8	0	1	50
鶴見	7	21	0	0	7	0	0	35
阿倍野	5	22	0	0	7	1	2	37
住之江	8	17	0	0	4	0	0	29
住吉	7	15	0	1	7	0	2	32
東住吉	5	8	0	0	7	0	0	20
平野	8	23	0	0	9	0	0	40
西成	5	25	0	0	11	0	0	41
合計	242	559	0	4	169	1	34	1009

4 読影センター業務

（1）マンモグラフィ読影センター

各区保健福祉センターおよび委託医療機関で実施された乳がん検診の読影業務を、放射線技術検査所内に設置している大阪市マンモグラフィ読影センターで運営している。検診マンモグラフィ読影認定医師による画像の読影判定にあたって、事前準備・読影介助・結果整理・結果発送等を実施している。

令和6年度 マンモグラフィ読影センターでの読影数

読影回数	読影件数
423	42,136

（2）胃部エックス線検査二次読影依頼送付

委託医療機関で実施された胃部エックス線検査の画像を専用クラウド上で集約し、読影業務委託事業者へ二次読影を依頼している。また、読影後の結果レポートを各医療機関へ送付している。

令和6年度 胃部エックス線検査読影依頼件数

読影依頼件数
7,891

大阪市保健所

所在地 〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1丁目2-7-1000(あべのメディックス10F・11F)

ホームページアドレス <https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000008442.html>

管理課 10F

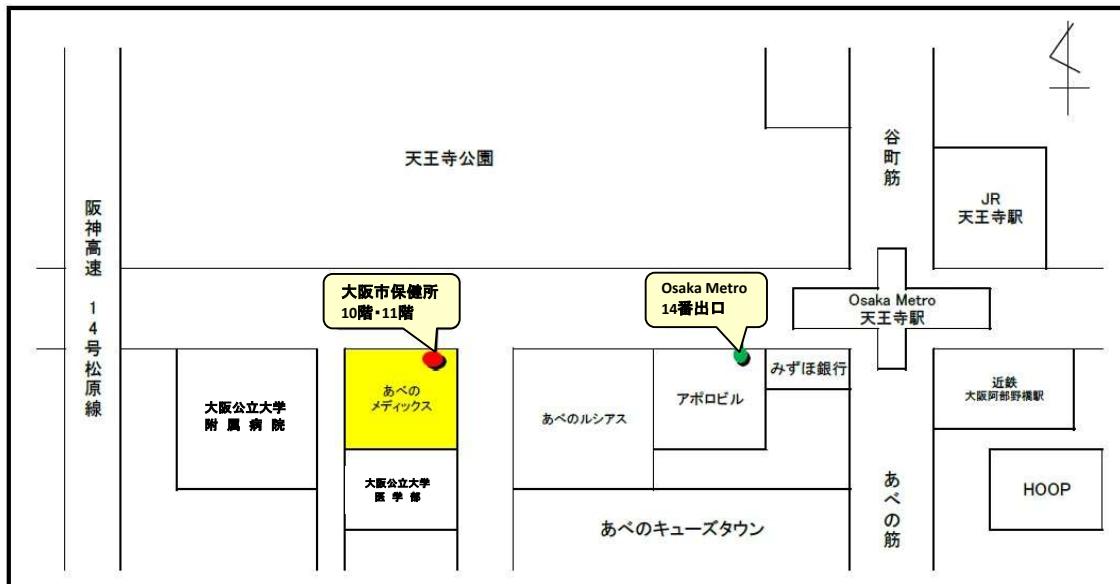
管理 グループ	06-6647-0641
保健事業 グループ	06-6647-0923
健康栄養 グループ	06-6647-0662
審査・給付 グループ	06-6647-0793

保健医療対策課 10F

医療指導 グループ	06-6647-0679
医療法人 グループ	06-6647-0681
保健情報 グループ	06-6647-0685
企画調査 グループ	06-6647-0687

感染症対策課 10F・11F

感染症 グループ	06-6647-0641
結核 グループ	06-6647-0923
感染症計画推進 グループ	06-6647-0662



保健衛生検査所

大阪市中央区船場中央3-1-7-310船場センタービル7号館3階
06-6244-0614

放射線技術検査所

大阪市浪速区敷津西1-5-23 (浪速図書館2階)
06-4396-6050

食品衛生監視課

大阪市中央区船場中央1-3-2-224船場センタービル2号館2階
06-6647-0743

環境衛生監視課

大阪市中央区船場中央1-3-2-224船場センタービル2号館2階
環境衛生指導グループ 06-6647-0777
大阪市中央区船場中央1-2-1-B119船場センタービル1号館地下1階
旅館業指導グループ 06-6647-0693

北部生活衛生監視事務所

大阪市北区扇町2-1-27 (北区役所2階)
06-6313-9518

西部生活衛生監視事務所

大阪市港区市岡1-15-25 (港区役所4階)
06-6576-9240

会場衛生監視センター

大阪・関西万博会場南東部 管理棟 西2階
06-7494-3047

東部生活衛生監視事務所

大阪市中央区久太郎町1-2-27 (中央区役所3階)
06-6267-9888

南東部生活衛生監視事務所

大阪市阿倍野区旭町1-1-17(サンビル阿倍野3階)
06-6647-0723

南西部生活衛生監視事務所

大阪市住之江区浜口東3-5-16 (住之江区保健福祉センター分館1階)
06-4301-7240